

み え 森 と 緑 の 県 民 税

令和4年度事業成果報告書

森林づくりを県民みんなの力で



表紙の写真：第9回みえの森フォトコンテスト
小学生以下の部 優秀賞 石山 絢菜「ご先祖さまからの贈り物」

目次

第1	みえ森と緑の県民税の創設と制度の見直し	
1	森林、里山、竹林の現状	1
2	災害に強い森林づくりのための税の創設	2
3	みえ森と緑の県民税を活用した施策	3
4	みえ森と緑の県民税のしくみ	4
5	用途の明確化等	5
6	制度の見直し	5
7	森林環境譲与税との棲み分け	6
第2	令和4年度事業の実績	
1	令和4年度税収等の実績及び状況	7
	(1) 令和4年度の税収実績	7
	(2) 令和4年度基金の運用状況(積立・取崩)	7
	(3) 令和4年度事業の実績	8
2	基本方針及び対策区分別実績額	9
3	県と市町の実施主体別実績額	9
第3	令和4年度事業の実績と評価	
1	県営事業	10
	(1) 災害に強い森林づくり推進事業	10
	災害緩衝林整備事業	10
	(2) 森林情報基盤整備事業	12
	(3) 森を育む人づくりサポート体制整備事業	14
	① 森林教育体制整備事業	14
	② みえ森づくりサポートセンター運営事業	16
	③ 森林教育施設整備事業	18
	(4) 生物多様性推進事業	19
	(5) 森林とふれあう自然公園環境整備事業	20
2	市町交付金事業	21
	(1) みえ森と緑の県民税市町交付金(連携枠)事業	21
	① 流域防災機能強化対策事業	21
	② 森林再生力強化対策事業	22
	(2) みえ森と緑の県民税市町交付金(防災枠)事業	24
	(3) みえ森と緑の県民税市町交付金(基本枠、加算枠)事業	26
3	みえ森と緑の県民税制度運営事業	29
第4	資料編	
1	令和4年度みえ森と緑の県民税基金事業の構成	30
2	令和4年度みえ森と緑の県民税基金事業の内容	31
	2-1 県営事業	31
	2-2 市町交付金事業	43
	2-3 みえ森と緑の県民税制度運営事業	61
3	三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方	65
4	みえ森と緑の県民税(制度)について	70
5	みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要	79
6	みえ森と緑の県民税関連条例	81

第1 みえ森と緑の県民税の創設と制度の見直し

1 森林、里山、竹林の現状

※数値は創設時のものです。

私たちは、木材等の資源の供給のほか、土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健・休養など、様々な森林の「恵み」を享受しています。生活に欠かせない「水」や「空気」の源は森林であり、私たちの日々の暮らしの安全・安心は森林によって支えられています。

林業活動が活発であった時代には、「木を植えて、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」によって森林の手入れがなされ、木材も利用されていました。

しかし、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化や担い手の高齢化、山村地域の過疎化・高齢化、獣害被害の増加などから森林所有者の経営意欲は減退し、林業離れが進み、手入れのされなくなった人工林が増加しています。

また、身近に存在する里山についても、私たちの生活様式が変化する中で日々の暮らしとは疎遠なものとなり、ヤブ化した里山や放置竹林の拡大が目立つようになるなどして、森林の持つ様々な機能が低下しています。また、都市化の進展や暮らしの変化に伴い、人と森林や木材との関わりが弱まってきています。



荒廃する森林の実例

左：手入れ（間伐）不足の人工林。

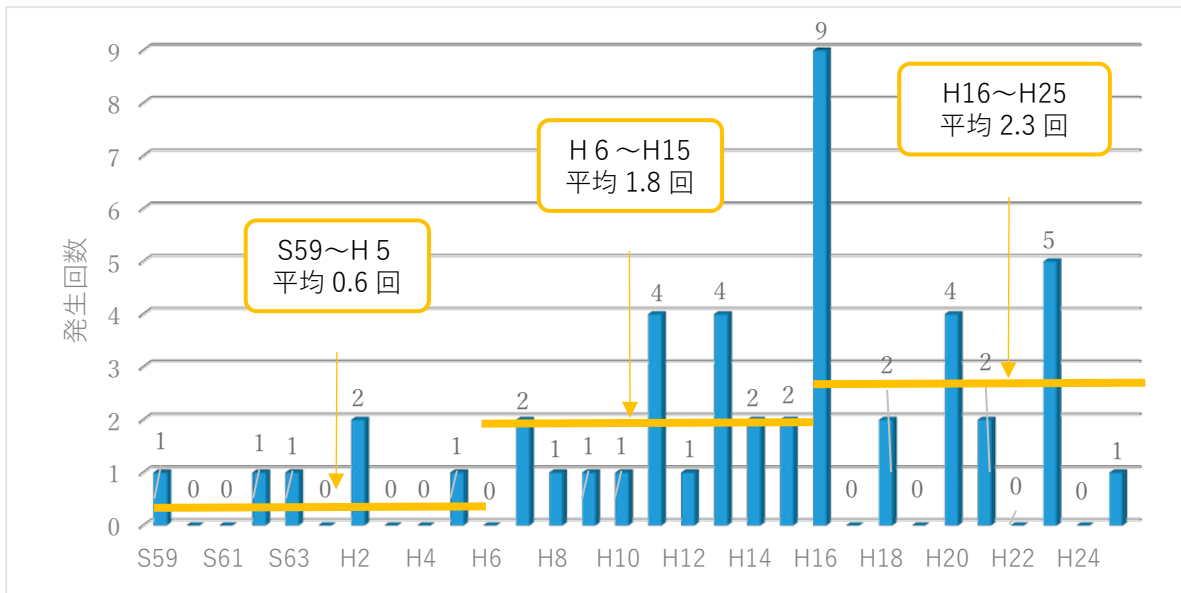
モヤシのような木は風雨に弱く、下草が生えていない斜面からは降雨時に土砂が流出します。

中：人家に迫る竹ヤブ。右：ヤブ化した里山。

放置された竹林や里山では、枯損木等が発生し、暮らしの安全を脅かしつつあります。

県では、公益的機能の発揮を目的とする「環境林」と、持続的な林業経営を目的とし、経営を通じて公益的機能も発揮する「生産林」とに森林を区分し、環境林においては公的森林整備、生産林においては林業活動を促進することによって森林の公益的機能の発揮を図っているところですが、森林所有者や山村地域だけで森林を守り、その機能を維持することが困難となっています。

また、近年、集中豪雨の頻発が顕著となっています。最近10年間（平成16年から平成25年）の、本県の「猛烈な雨（1時間に80mm以上の雨）」の発生回数は30年前の10年間（昭和59年から平成5年）に対して約3.8倍に増加しています。



三重県内の1時間降水量80mm以上の年間発生回数(20地点あたり)

これら異常気象に伴って発生する山崩れの影響は、山間部にとどまらず下流域まで巻き込んで広域化し、人家や公共施設、漁業にまで被害が及んでいます。近年では、平成16年9月の台風21号による災害で旧宮川村(現大台町)が、平成20年9月の集中豪雨による災害では菰野町が、平成23年9月の台風12号による紀伊半島大水害では県南部が甚大な被害を受けました。



台風や豪雨による被害の状況

- 左：山崩れによって民家が被災（H16年9月台風21号：旧宮川村）
- 中：土石流が発生し、宿泊施設が孤立（H20年9月豪雨：菰野町）
- 右：橋梁に押し寄せた大量の流木（H23年9月紀伊半島大水害：熊野市）

2 災害に強い森林づくりのための税の創設

荒廃森林の増加が懸念される状況と、これら自然災害の発生状況を併せて考えた時に県民の生命・財産を守るため、土砂や流木の発生を抑制する「災害に強い森林」を重点的かつ緊急に実現する必要があります。

一方、森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、災害に強い森林づくりを将来にわたって引き継いでいくためには、森林づくりを県民全体で支える社会づくりが必要です。そのためには、森林を大切に思い育む人づくり、森林づくりを支えるための木づかい、森・川・海・まちなつながりを生かした環境づくりを並行して進める必要があります。

「災害に強い森林」を実現し、将来に引き継ぐためには、多くの費用と時間を要し計画的・持続的な取組が欠かせず、一定の財源を安定的に確保する必要があります。また、森林の恩恵は全ての県民が受けており、災害に強い森林づくりを社会全体で緊急に進めていくために、その費用を県民に幅広く負担していただくことが適当と判断し、新たな税を導入することとしました。

3 みえ森と緑の県民税を活用した施策

災害に強い森林づくりを進めるため、山崩れや洪水など災害発生リスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策が必要です。このため、2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）と、これらに連なる5本の対策に取り組めます。

(1) 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対 策	対 策 の 基 本 的 な 考 え 方
1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。

(2) 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林教育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対 策	対 策 の 基 本 的 な 考 え 方
3. 森を育む人づくり	「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林教育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。
4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	未就学児や児童生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海をつながり意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。

4 みえ森と緑の県民税のしくみ

(1) 県と市町の役割分担

森林法の改正等により、近年、森林行政における市町の果たす役割の重要性が増しています。森林行政の第一線にあり、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む市民団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となることが市町に求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するために必要な交付金制度を創設しました。

みえ森と緑の県民税を活用する事業（以下、「基金事業」という）を効果的に展開するための役割分担を次のとおり考えます。

県	基本方針1のうち、対策1に重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

(2) みえ森と緑の県民税の負担方法

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様幅広く負担していただくという「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を採用しています。

この方式は、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えることができます。

課税方式	県民税均等割の超過課税（県民税均等割に加算する）																				
納税義務者	<p>【個人】1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所などを有している方 ただし、次のいずれかに該当する方には課税されない</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p> <p>【法人】県内に事務所、事業所などを有している法人など</p>																				
税率 (年額)	<p>【個人】1,000円 【法人】均等割額の10%相当額（年額2,000～80,000円） （均等割額は下表のとおり資本金等の額に応じて決まる）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #92d050;"> <th style="width: 40%;">区分（資本金等の額の区分）</th> <th style="width: 20%;">均等割額（年額）</th> <th style="width: 40%;">税率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>20,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 ～ 1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 ～ 10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 ～ 50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>			区分（資本金等の額の区分）	均等割額（年額）	税率（年額）	1千万円以下	20,000円	2,000円	1千万円超 ～ 1億円以下	50,000円	5,000円	1億円超 ～ 10億円以下	130,000円	13,000円	10億円超 ～ 50億円以下	540,000円	54,000円	50億円超	800,000円	80,000円
区分（資本金等の額の区分）	均等割額（年額）	税率（年額）																			
1千万円以下	20,000円	2,000円																			
1千万円超 ～ 1億円以下	50,000円	5,000円																			
1億円超 ～ 10億円以下	130,000円	13,000円																			
10億円超 ～ 50億円以下	540,000円	54,000円																			
50億円超	800,000円	80,000円																			
税収規模	年度あたり10億6千万円																				
徴収方法	<p>【個人】市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】法人が法人県民税均等割に上乗せして県に申告納付する。</p>																				

5 使途の明確化等

(1) 使途の明確化

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。「みえ森と緑の県民税」は、新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、令和元年度に導入された「森林環境譲与税」とも、目的・使途を明確に区分して活用することとしています。

(2) 制度や使途の周知

県民の皆様や森林所有者等に対して、みえ森と緑の県民税がどのように活用されたのか、その結果どのように改善されたのか、事業成果や事業効果をお知らせする必要があります。また、これらの周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について理解を深めていく必要があります。

このため、県や市町だけでなく、税を活用している団体等も含め、様々な手法を活用した周知活動に取り組むとともに、その活用成果について、県民の皆様にお伝えします。

(3) 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様公表します。

(4) 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開されてから効果の検証を行う必要があるため、おおむね5年ごとにみえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直します。

6 制度の見直し

第1期（平成26年度から平成30年度）は、みえ森と緑の県民税制度案（平成25年3月）に基づき、2つの基本方針に伴う5つの対策（土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んできましたが、平成30年度をもって、税導入から5年が経過したことから、これまでの取組状況について評価・検証を行い、制度を見直し、令和元年度より第2期の取組を実施しています。

7 森林環境譲与税との棲み分け

(1) 用途の棲み分け

国の森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、令和元年度に創設されました。

県では、「三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方」（資料 65 ページ）を定めて市町と共有し、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税の用途を棲み分けて、双方を有効に活用した森林づくりを進めています。

【用途の棲み分けイメージ図】

用途区分	みえ森と緑の県民税	森林環境譲与税
森林整備	—	森林所有者による管理が見込めない森林の整備 例) 森林経営管理制度に基づく森林整備
	災害に強い森林づくり 例) 溪流沿いの危険木の除去や周辺の森林整備、ライフラインや人家裏、通学路沿いの危険木の伐採など	—
人材育成	森を育む人づくり 例) 森林教育の指導者養成や森林教育活動の推進、森林づくりボランティア等の育成	林業の担い手育成 例) 「みえ森林・林業アカデミー」における林業人材の育成
普及啓発	森と人をつなぐ学びの場づくり 例) 森林や木材について学び、ふれあう森林教育を実施するための環境整備	—
木材利用	—	公共建築物等の木造・木質化 例) 地域材を利用した公共建築物等の木造・木質化、木製品の導入

「みえ森と緑の県民税」と「森林環境譲与税」が一体となった三重の森林づくり

(2) 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

「森林環境譲与税」は、令和元年度から市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されており、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、以下の取組に充てることとされています。

(市町村) 間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」

(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等

なお、「森林環境税」は「森林環境譲与税」の財源として、令和6年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収することとなっています。

第2 令和4年度事業の実績

1 令和4年度税収等の実績及び状況

(1) 令和4年度の税収実績

令和4年度の税収実績は、1,115,773千円となり、令和3年度と比べて1,917千円の減少となりました。

(単位：千円)

税収区分		R 2	R 3	R 4
税収	個人納税分	921,803	921,202	920,310
	法人納税分	189,030	196,488	195,463
合計		1,110,833	1,117,690	1,115,773

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

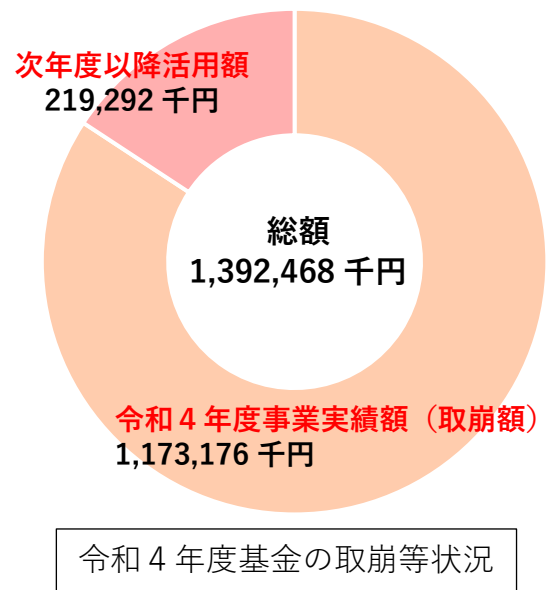
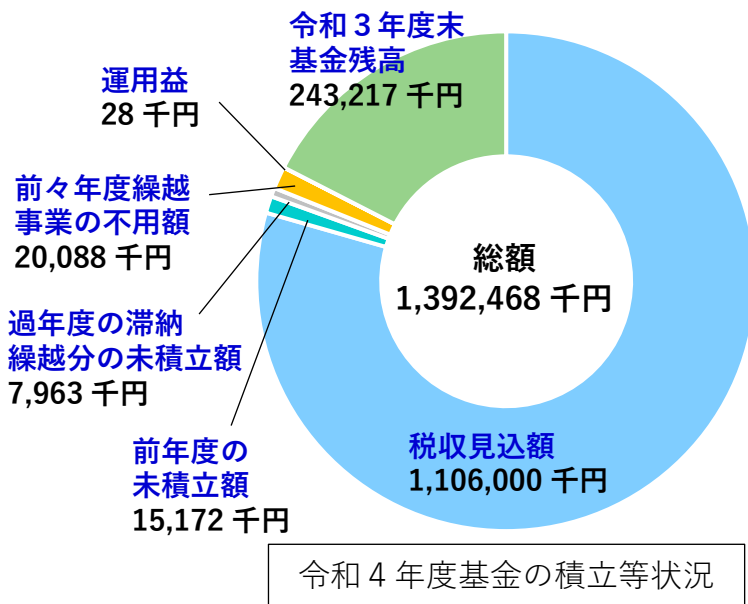
(2) 令和4年度基金の運用状況（積立・取崩）

令和4年度基金として、税収見込額、前年度の未積立額、過年度の滞納繰越分の未積立額、令和2年度から令和3年度に繰り越した事業の不用額、運用益の合計11億4,925万1千円を積み立てました。ここに令和3年度末時点での基金残高を加えた額から、11億7,317万6千円を取り崩し、令和4年度事業を実施し、2億1,929万2千円が令和4年度基金の残額となりました。

(単位：千円)

基金積立等区分		R 2	R 3	R 4
前年度末基金残高 (A)		121,023	186,352	243,217
当年度 基金積立	税収見込額	1,087,000	1,092,000	1,106,000
	前年度の未積立額	16,968	14,839	15,172
	過年度の滞納繰越分の未積立額	8,994	10,517	7,963
	前々年度繰越事業の不用額	9,274	29,635	20,088
	運用益	30	27	28
	基金積立合計 (B)	1,122,266	1,147,018	1,149,251
当年度基金取崩額 (C)		1,056,937	1,090,153	1,173,176
当年度末基金残高 (A) + (B) - (C)		186,352	243,217	219,292

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



(3) 令和4年度事業の実績

令和4年度の県事業としては7事業を実施し、市町事業としては29市町においてみえ森と緑の県民税市町交付金事業を実施しました。

令和4年度事業の全体の実績額としては、11億7,317万6千円となり、令和3年度事業と比べて、8,302万3千円の増加となりました。

(単位：千円)

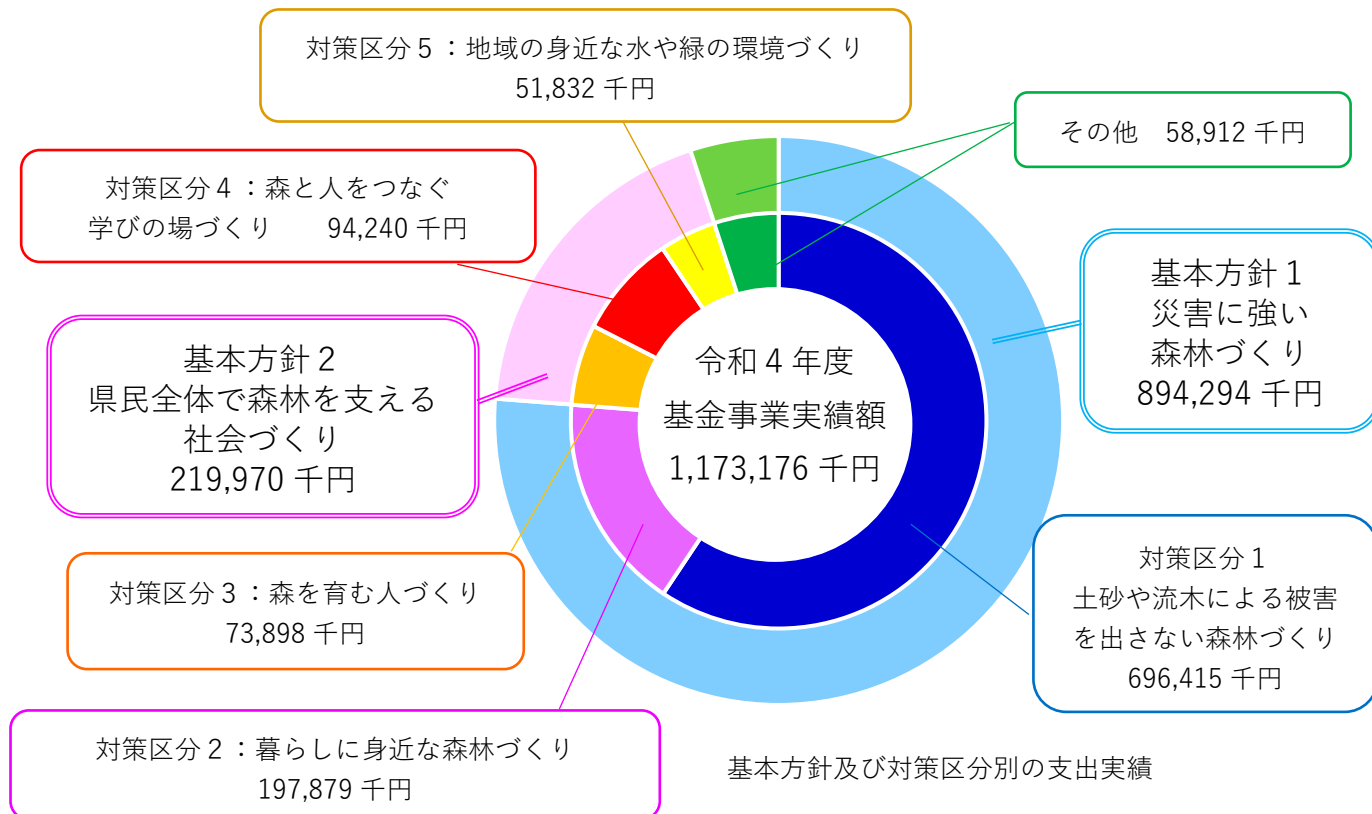
事業実績区分		R 2	R 3	R 4
県事業 (千円)	災害に強い森林づくり推進事業	377,048	376,955	377,513
	森林情報基盤整備事業	68,623	83,807	88,384
	森を育む人づくりサポート体制整備事業	84,353	69,443	63,262
	生物多様性推進事業	3,306	4,187	17,072
	みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業	2,978	-	-
	森林とふれあう自然公園環境整備事業	-	7,488	9,057
	みえ森と緑の県民税制度運営事業	7,657	7,195	9,553
市町事業 (千円)	みえ森と緑の県民税市町交付金事業	512,973	541,076	608,335
事業実績合計 (千円)		1,056,937	1,090,153	1,173,176

※ 災害に強い森林づくり推進事業の実績額には、次年度への繰越額を含みます。

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

2 基本方針及び対策区分別実績額

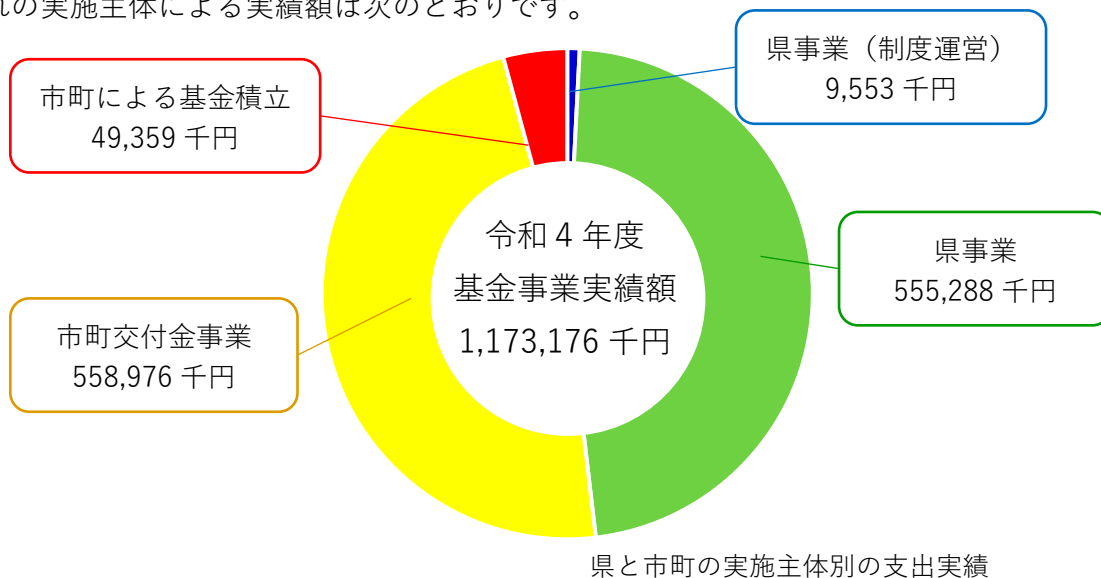
基金事業の基本方針別、対策区分別の実績額は次のとおりです。



3 県と市町の実施主体別実績額

事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や県が実施することで効率化が図られる対策を県が、地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を市町が実施しました。

それぞれの実施主体による実績額は次のとおりです。



第3 令和4年度事業の実績と評価

1 県営事業

(1) 災害に強い森林づくり推進事業

災害緩衝林整備事業〔継続〕【事業費：377,513千円】

基本方針1：災害に強い森林づくり

対策区分1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり

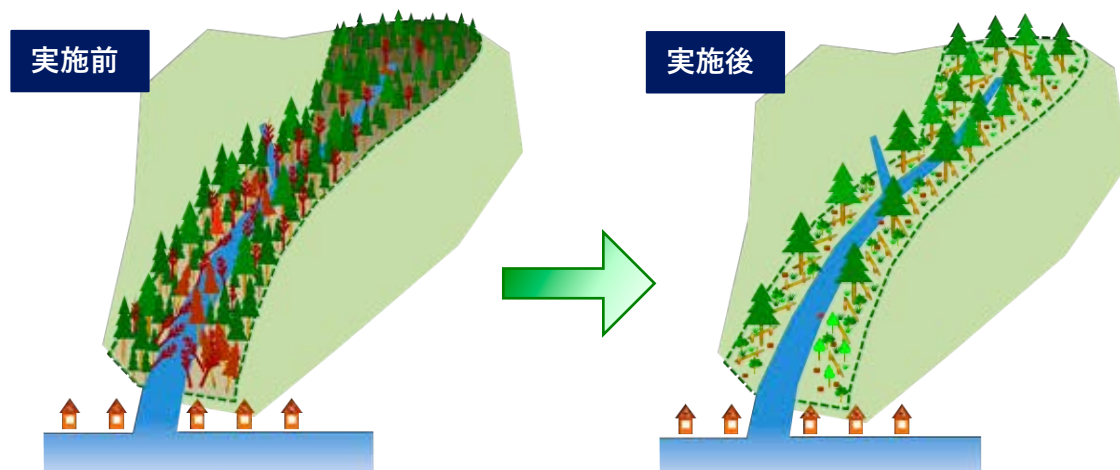
事業の目的： 流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある溪流沿いの森林等において、流木や土砂の流出に対して緩衝効果を発揮する森林の整備を行います。
また、それらの事業投入による効果を明らかにするために、科学的な視点での研究・調査を実施します。

事業の内容： 流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある溪流沿いの森林において、流木や土砂の流出に対して緩衝効果を発揮する一定幅の森林について調整伐等を実施し、緩衝機能を高める森林整備を行いました。

ア) 事業実施

- 溪流内の倒木や枯損木、根の浮き上がった木、劣勢木等、流木の発生源となる危険木の伐採
- 溪流沿いの立木における調整伐
- 伐採木の山腹斜面での土砂止め等への利用、又は林外への搬出

イ) 事業の効果検証にかかる調査・研究（林業研究所及び大学との共同研究）



災害緩衝林整備事業イメージ

事業の実施状況

実施箇所数	危険木等除去体積	調整伐面積
32箇所（12市町）	3,383.9 m ³	118.1ha



災害緩衝林整備事業実施状況
溪流部の対策（伊賀市折戸）



災害緩衝林整備事業実施状況
溪岸部の対策（尾鷲市ソラ）

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている
評価・提言	<p>本事業により、台風や集中豪雨による溪流からの土砂や流木の発生が抑制され、災害の発生を軽減する効果が期待できることが継続的な検証研究からも認められ評価できる。また、新たに、事業実施前後に地元住民への回覧を実施し、事業の内容や効果などを情報発信したことは評価できる。</p> <p>一方、日本各地で豪雨被害が発生している中、深層崩壊等が発生した場合は、森林の状況に関わらず土砂や流木が流出することが想定されるため、引き続き、治山ダムを設置等他の取組とも連携して、「災害に強い森林づくり」をさらに進められたい。</p>			

(2) 森林情報基盤整備事業〔継続〕【事業費：88,384 千円】

基本方針1：災害に強い森林づくり

対策区分1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり

事業の目的： 航空レーザ測量により得られる森林資源情報を用いて、効率的な森林管理を促進するとともに、災害発生の危険性の高い地域等を客観的に把握し、災害に強い森林づくりを効果的に進めます。

また、得られた森林資源情報を市町と共有することで、市町による森林の適正な管理を促進します。

事業の内容： 航空レーザ測量の実施によるデータ取得と森林資源解析により、早急に整備が必要な森林の抽出等を行いました。また、三重県 HP 等を活用して情報発信を行いました。

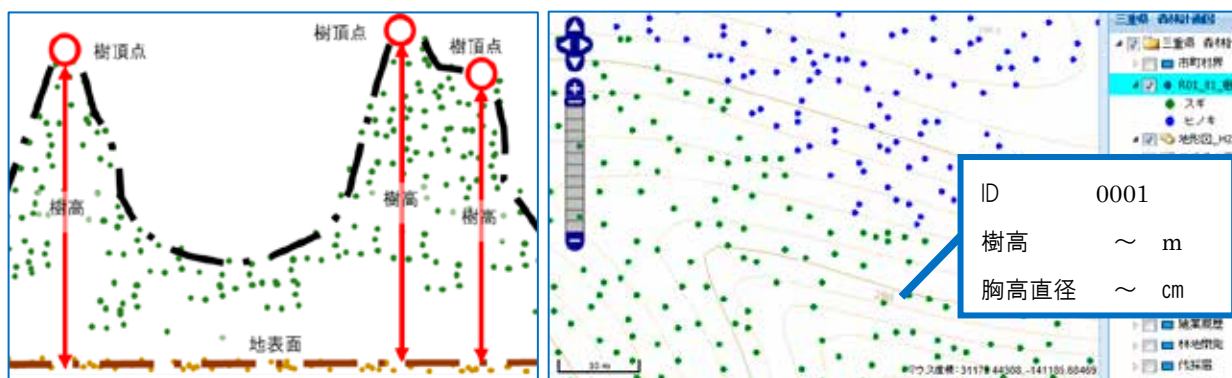
ア) 航空レーザ測量（レーザ照射点密度4点/m²）により、三次元計測データ、グリッドデータ、写真地図データ及び等高線データ等作成

イ) 森林資源解析により、林相区分データや、単木解析及び林分解析（平均胸高直径、平均樹高、平均形状比、立木本数密度、収量比数等）データ作成

ウ) 成果品：森林 GIS の主題図として、傾斜区分図、立体地形表現図、森林資源解析図作成

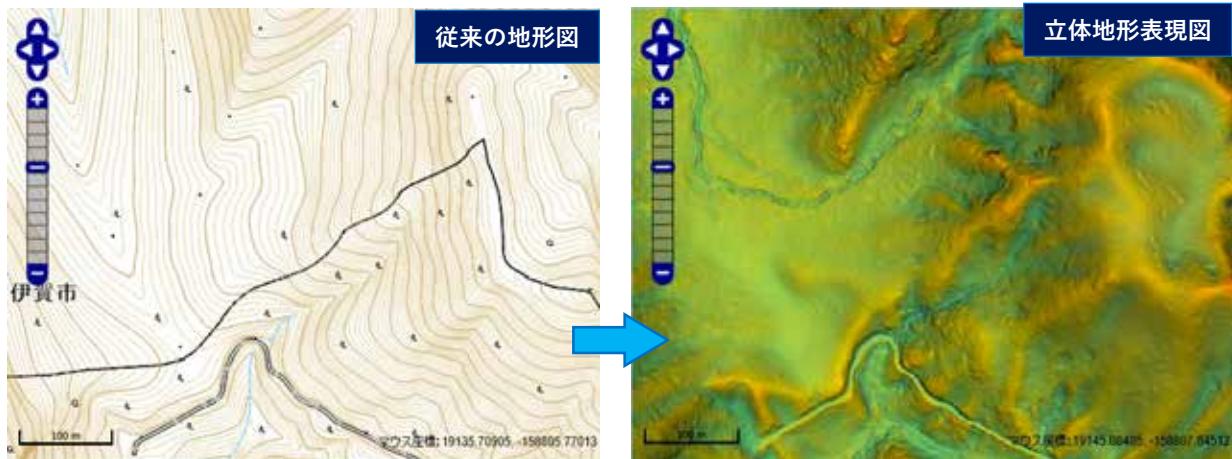
事業の実施状況

区 分	実施面積	備 考
航空レーザ測量及び解析	47,889ha	大台町、尾鷲市、紀北町、御浜町、紀宝町
航空レーザ測量のみ (解析は令和5年度に実施予定)	12,422ha	津市、松阪市

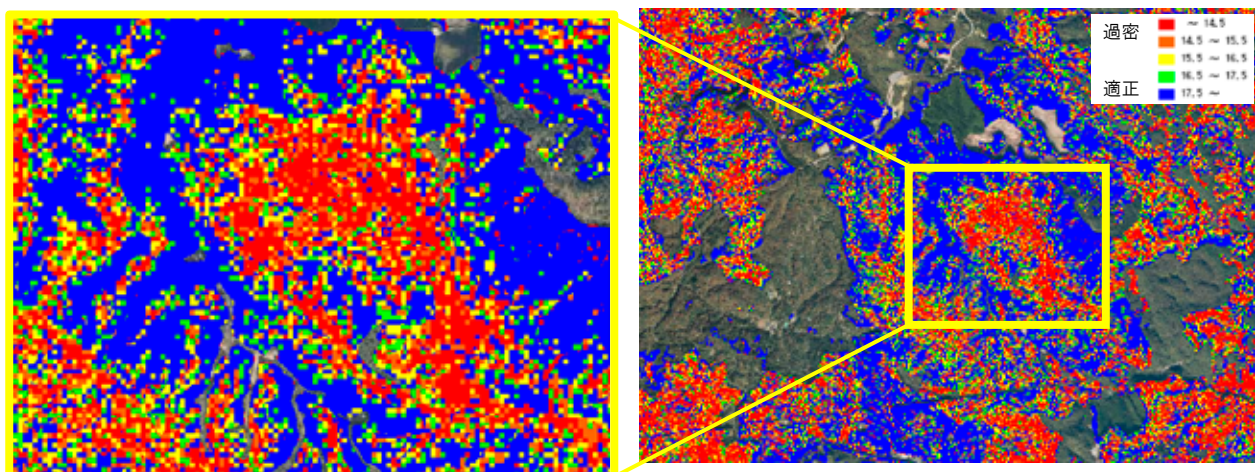


航空レーザ測量による樹頂点の抽出イメージ

樹頂点の位置を抽出し、推定した単木情報（樹高や本数、太さ、単木材積）が取得できます。



航空レーザ測量成果の一例 立体地形表現図
従来の地形図よりも詳細な地形情報が取得できます。



航空レーザ測量成果の一例 相対幹距比

単木情報を林分単位（10m×10m）に集約し、森林の状態を可視化することで、森林整備の優先順位を決定するために活用できます。

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている
評価・提言	<p>森林資源情報の整備は「災害に強い森林づくり」を推進するためにも重要である。視覚的に分かりやすい形で情報を整備し、市町や林業事業者等に対して航空レーザ測量成果の活用方法を実演したほか、一般の方がWEB上で確認できる体制を構築するなど、積極的に情報発信している点は評価できる。</p> <p>今後も、航空レーザ測量の実施によるデータ取得と森林資源解析を進め、早急に市町や林業事業者等とも共有するとともに、これまでの成果を活用して取り組まれた優良事例の展開を期待する。</p>			

(3) 森を育む人づくりサポート体制整備事業

① 森林教育体制整備事業〔継続〕

【事業費：21,896 千円】

基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分3：森を育む人づくり

事業の目的： 「森林や木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会づくりへ向けた教育」、「森林に関わる活動やビジネスを志すきっかけとなる教育」、「自ら考え、判断して行動する力を育む森林教育」に取り組むことで、「みえ森林教育ビジョン」を実現し、「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進します。

事業の内容： 新たに取り組んだ「みえ森林教育シンポジウム」の開催に加え、みえ森林教育ビジョンを実現するため、小学校向け森林教育プログラムの検討や、大人向け森林教育プログラムの開発、子どもたちの健全な心身の育成と森林・林業に関する職業意識の醸成を図るため、子どもたちが仲間と共に主体的に学ぶプログラムを実践するための自然環境キャンプの指導者養成等を行いました。

また、県民の皆さんへみえ森林教育を広く普及するため、木製遊具や玩具に触れ合える常設型の森林教育施設（みえ森林教育ステーション）の認定を行いました。

事業の実施状況

区 分	回数・箇所数	延べ参加人数等	備 考
年代や立場に応じた森林教育講座等の開催	5 回	70 人	
森林教育ステーションの認定	8 箇所	48,868 人	
森林教育イベントの開催	1 回	524 人	第 1 回みえ森林教育シンポジウム
副読本の作成	—	23,000 部	県内の小学 5 年生の児童に配布



森林教育プログラム等の実践講座
(ジュニアフォレスター育成講座)
森を散策する自然観察



認定された森林教育ステーション
(津市桜橋子育て支援センター)



森林教育イベント
(森林教育シンポジウム)
木工教室



森林教育イベント
(森林教育シンポジウム)
学校教育セッション



小学5年生に配布した
「三重の森林と
わたしたちの暮らし」

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	A 取組が特に優れている	B 取組が妥当である	A 取組が特に優れている	B 取組が妥当である
評価・提言	<p>森林・林業に携わる人に限らず、木材などの森の恵みを暮らしに取り入れる消費者や、森と人とのかかわりについて伝える指導者など、さまざまな形で森とかかわる人を育てることで、「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進する重要な事業と考えられる。</p> <p>新たに実施した森林教育シンポジウムについては、幅広い立場の県民を対象として開催され、「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進し、森林教育の輪を広げることにつながったと考えられ評価できる。また、アンケートによる効果把握や森林教育の体系構築に向けた取組が進められている点は評価できる。</p> <p>今後も、アンケートの実施などによる効果や課題の把握を徹底し、その結果に基づいて取組のブラッシュアップを図ることが必要である。また、教育現場においてタブレット学習などが進む中、副読本など紙媒体の教材の内容を短い動画にして配信する取組も効果的と考えられる。</p>			

② みえ森づくりサポートセンター運営事業〔継続〕

【事業費：29,602 千円】

基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分3：森を育む人づくり

事業の目的： 森林教育や森づくり活動に携わる人材の育成を図るとともに、これらの活動に地域や学校等で取り組みやすい体制を整えることで、「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進します。

事業の内容： 学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、森林教育や森づくり活動に対する、広域的・総合的なサポートを行いました。

また、本センターでは、県内各地で活躍する指導者の養成を行うとともに、指導者の活躍の場として県内各地で木工教室や自然観察会等の実施、小中学校等における森林教育の出前授業を行うことにより、幅広く県民の皆さんが木や森林にふれ学ぶ機会を創出しました。

事業の実施状況

区 分	実施回数	延べ参加人数 学校数	備 考
指導者養成講座	9 回	102 人	
学校教職員森林環境教育研修	1 回	20 人	
出前授業	12 回 (9 市町)	小学校 9 校 中学校 3 校	
森の学校	29 回 (8 市町)	1,002 人	



指導者養成講座

左：「森林教育指導者養成講座（LEAF ローカルインストラクター編）」
現地での実技

右：「森林教育指導者養成講座（木育中級編）」
木製品を使ったプログラム作り



出前授業（明和町立修正小学校）
木製キーホルダー作り



出前授業（南伊勢町立南勢中学校）
地域の木とのふれあい



森の学校（松阪市農業公園ベルファーム）
マイ箸づくり



森の学校（松阪市森林公園）
三重県産材でのバードコール作り

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	A 取組が特に優れている	B 取組が妥当である	A 取組が特に優れている	B 取組が妥当である
評価・提言	<p>みえ森づくりサポートセンターで実施されているさまざまな講座や体験活動を通じて、「森を育む人づくり」が進められており、森林教育指導者数も増加した点について評価できる。また、育成した指導者を学校に紹介して活動機会を確保している点も評価できる。</p> <p>今後は、出前授業を実施する学校の拡大を図るなど、教育現場における森林教育活動の普及・拡大を期待する。また、森林教育指導者の活動状況を把握するとともに、アンケートの実施などによる効果や課題の把握を徹底し、その結果に基づいて取組のブラッシュアップを図ることが必要である。</p>			

③ 森林教育施設整備事業〔継続〕【事業費：11,764 千円】

基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分4：森と人をつなぐ学びの場づくり

事業の目的： 多くの県民がいつでも森林教育が体験できる活動フィールドや木製遊具などが常設された施設を整備することで、森と県民との関係を深め、「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進します。

事業の内容： 三重県民の森の森林教育ステーションにおいて、ステーションの適正な運営を行うとともに、定期的に森林教育に関するイベント等を実施しました。

また、三重県林業研究所の樹木図鑑園などの野外フィールドを森林教育活動が行えるフィールドに再整備するための調査を実施しました。

事業の実施状況

区 分	利用者数	備 考
森林教育ステーションの運営	9,728 人	R4.4.1～R5.3.31



木工工作イベント
森林教育ステーションにおける木工工作



森林教育イベント
森林教育ステーションの木の空間におけるベイトレヨガ

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評 価	A 取組が特に 優れている	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評 価 ・ 提 言	<p>森林や木とのふれあいの拠点となる「三重県民の森みえ森林教育ステーション」では多様なイベントが開催され、多くの県民の皆さんが利用するとともに、林業研究所において、新たにみえ森林教育ステーションの整備が進められている点は評価できる。</p> <p>今後は、「三重県民の森みえ森林教育ステーション」の利用者やイベント参加者の反応を把握するアンケートの実施が必要である。また、林業研究所の樹木図鑑園等の整備について、樹木・植物図鑑等の閲覧もできるような場所を設けるなど、より効果的な学びの場となることを期待する。</p>			

(4) 生物多様性推進事業〔継続〕【事業費：17,072 千円】

基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分5：地域の身近な水や緑の環境づくり

事業の目的： 活動団体や県民・事業者・行政などが連携して取り組む生物多様性の重要性に関する普及啓発や自然環境保全活動を推進し、県民みんなで森林生態系等の生物多様性の保全が図られる体制づくりを行うことで、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性の保全を図ります。

事業の内容： 生物多様性の推進に必要な基礎的な情報の収集を行ったほか、「三重県レッドデータブック2015」の改訂に向けて、評価対象種の選定及び生息状況調査を実施するとともに、自然観察会や調査体験会等を開催し、生物多様性の重要性についての普及啓発を行いました。

また、自然環境保全活動について、専門家の派遣を行うなどにより支援を行いました。

事業の実施状況

区分	数量	備考
野生生物の生息状況調査	338 地点	ガン類、カモ類、カワウ
希少種評価対象リストの作成	1 件 (1,249 種)	
自然観察会、調査体験	20 回	
自然環境保全活動の支援	8 活動	マメナシ、ギフチョウ、アゼオトギリ、マイヅルテンナンショウ、ハルサキヤマガラシ、ため池外来種駆除、フクロウ、須賀利大池



自然環境保全活動
左：ギフチョウの保全活動
右：マメナシの保全活動

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価・提言	<p>生物多様性の保全は、私たちの暮らしを支える欠かせないものであり公益性が認められるほか、希少野生動植物等の生息地の明確化や生息状況を調査することは、開発行為と自然環境との調和を図るためにも有効であり、持続的な取組を展開されたい。</p> <p>今後は、税の趣旨に対する位置づけを明確にするとともに、調査結果や成果についてわかりやすく示すなど、情報発信についてさらに工夫をされたい。</p>			

(5) 森林とふれあう自然公園環境整備事業〔継続〕【事業費：9,057 千円】

基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分5：地域の身近な水や緑の環境づくり

事業の目的： 地域の活動団体や市町等と連携し、自然公園や森林公園を活用した森林教育のイベントやガイドツアーなどの推進と、自然公園や森林公園にある歩道等の施設整備を行うことにより、県民が森林や緑と親しむ機会を創出し、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深めます。

事業の内容： 地域の NPO や団体、市町等と連携し自然公園の園地や自然歩道等を活用して実施する森林教育のイベントやガイドツアー等を行いました。

また、そのフィールドとなる自然公園の園地や自然歩道等において、活用されている施設の安全確認を行い、参加された県民の皆さんと一緒に安全・安心に利用できるように歩道整備やベンチ等の修繕を行いました。

事業の実施状況

区分	実施回数	参加人数	備考
自然観察ツアー	10 回	127 人	
森林教育イベント	6 回	168 人	



自然観察ツアー
ツアーガイドからの説明



森林教育イベント（植樹体験）
参加者による植樹状況

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	C 取組は妥当であるが さらに工夫が必要である	C 取組は妥当であるが さらに工夫が必要である	B 取組が妥当である
評価・ 提言	<p>本事業で実施されている自然観察ツアーや森林教育イベントは、森林教育を推進していくうえで効果的であると同時に、参加者が楽しみながら施設整備作業に参加できることから、有効な事業であると考えられる。</p> <p>今後は、効率性について、費用に対して十分な効果が発揮されるよう工夫が必要であるとともに、公益性について、ツアーやイベントの参加者だけでなく、施設利用者にも事業の効果が波及するよう、情報発信などに取り組むことを期待する。</p>			

2 市町交付金事業

(1) みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業

① 流域防災機能強化対策事業〔継続〕【事業費：172,863千円】

基本方針1：災害に強い森林づくり

対策区分1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり

事業の目的： 流域の防災機能を強化する面的な森林整備や獣害対策などの課題に県と市町が連携して取り組むため、みえ森と緑の県民税市町交付金(連携枠)を市町に交付します。

事業の内容： 人家等の保全対象から概ね2 km以内の溪流沿いの森林であって、適正な管理がされておらず、流木や土砂の流出により下流に被害を及ぼす恐れがある森林を対象に、市町が、森林所有者と当該森林の管理及び施業方法等について定めた協定を締結したうえで、間伐等の森林整備を実施しました。

ア) 間伐等（災害緩衝林一体型）

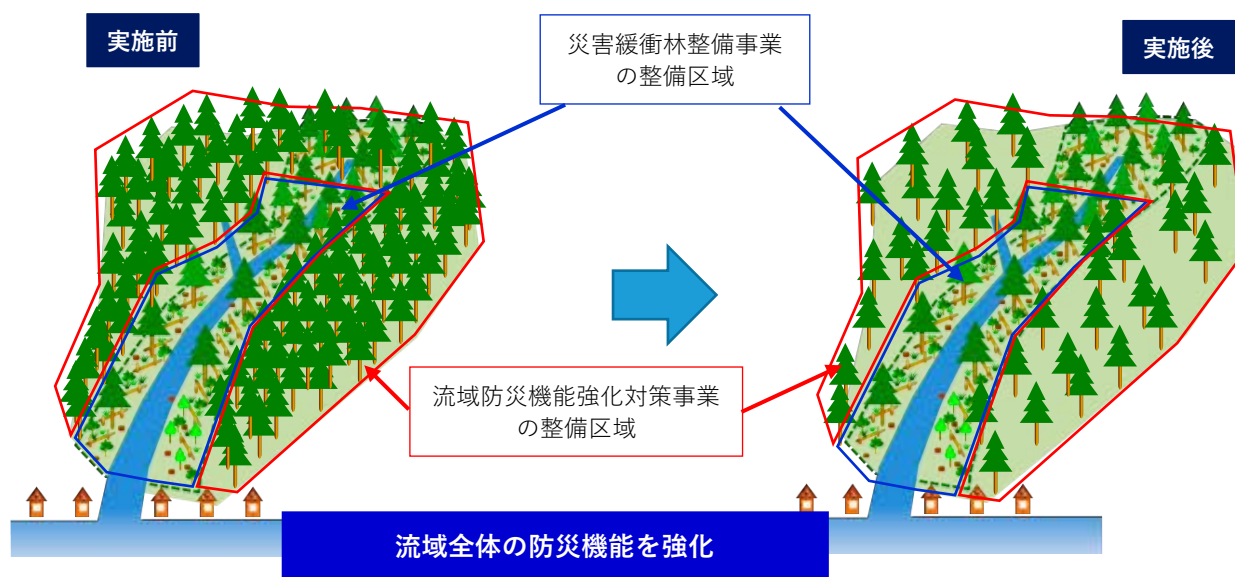
みえ森と緑の県民税を活用して県が実施する災害緩衝林整備事業の整備範囲の森林と一体的に整備することで、防災機能をより強化することができる森林を整備しました。

イ) 間伐等（環境林・特定水源地域）

県ゾーニングが環境林、または三重県水源地域の保全に関する条例に規定する特定水源地域として指定されている森林を整備しました。

事業の実施状況

実施市町数	整備面積	備考
13市町	375.96ha	津市、松阪市、多気町、大台町、志摩市、度会町、大紀町、伊賀市、名張市、尾鷲市、紀北町、熊野市、紀宝町



流域防災機能強化対策事業における整備のイメージ



根系や下層植生の発達を促す森林整備の施工状況（大台町）

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている
評価・提言	<p>「流域防災機能強化対策事業」は、「災害緩衝林整備事業」と一体的に取り組み、その周辺の山林を面的に整備することで、土砂の流出防止や根系の発達による減災効果も期待でき評価できる。</p> <p>一方、日本各地で豪雨被害が発生している中、深層崩壊等が発生した場合は、森林の状況に関わらず土砂や流木が流出することが想定されるため、引き続き、治山ダムの設置等他の取組とも連携して、「災害に強い森林づくり」をさらに進められたい。</p>			

② 森林再生力強化対策事業〔継続〕【事業費：14,683千円】

基本方針1：災害に強い森林づくり

対策区分1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり

事業の目的： 流域の防災機能を強化する面的な森林整備や獣害対策などの課題に県と市町が連携して取り組むため、みえ森と緑の県民税市町交付金(連携枠)を市町に交付します。

事業の内容：

ア) 獣害防止施設等整備

森林所有者等が、市町村森林整備計画において指定された鳥獣害防止森林区域内で、健全な森林の造成・保全を目的として行う野生獣による森林被害の防止、野生獣の移動の制御等を図るための獣害防止施設等の整備に対して市町が支援しました。

- 植栽タイプ：伐採跡地等において、植栽とあわせて行う獣害防止施設等の整備
- 天然更新・更新補助タイプ：「植栽タイプ」の事業区域と隣接し、林業経営に適さないことから天然更新等を図る伐採跡地等において行う獣害防止施設等の整備
- 獣害防止施設等補修：豪雨等で破損した既設の獣害防止施設等の補修

イ) ニホンジカの捕獲等

市町が、市町村森林整備計画において指定された鳥獣害防止森林区域内において、ニホンジカの生息密度を適正な範囲に誘導していくため、獣害防止施設等の整備箇所周辺で、ICT 等の新たな技術を用いた捕獲をモデル的に実施し、効果検証に取り組めます。

事業の実施状況

区 分	事業量	備 考
獣害防止施設等整備	21,657m	津市、松阪市、多気町、大台町、度会町、大紀町、尾鷲市、紀北町、熊野市



獣害防止施設の設置状況（松阪市）

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評 価	B 取組が妥当である	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている
評 価 ・ 提 言	<p>甚大な獣害被害により、再造林が森林所有者の大きな負担となっている中、獣害防止施設の整備を支援する本事業は、植栽木を獣害からまもり、健全な育成を図ることで、確実に森林を更新し、森林の持つ多面的機能を発揮させるためにも有効である。</p> <p>今後は、的確な獣害被害の把握、事業効果の検証に取り組むとともに、他の獣害対策事業との連携やドローン等最新技術の活用など効果的な取組を展開されたい。</p>			

(2) みえ森と緑の県民税市町交付金（防災枠）事業

災害からライフラインを守る事前伐採事業〔継続〕

【事業費：19,458 千円】

基本方針1：災害に強い森林づくり

対策区分2：暮らしに身近な森林づくり

事業の目的： 台風などの倒木被害によりライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採に取り組む市町に対して、みえ森と緑の県民税市町交付金（防災枠）を交付します。

事業の内容： 台風等の倒木被害によりライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採に、電力会社等と連携して取り組む市町に対して支援しました。

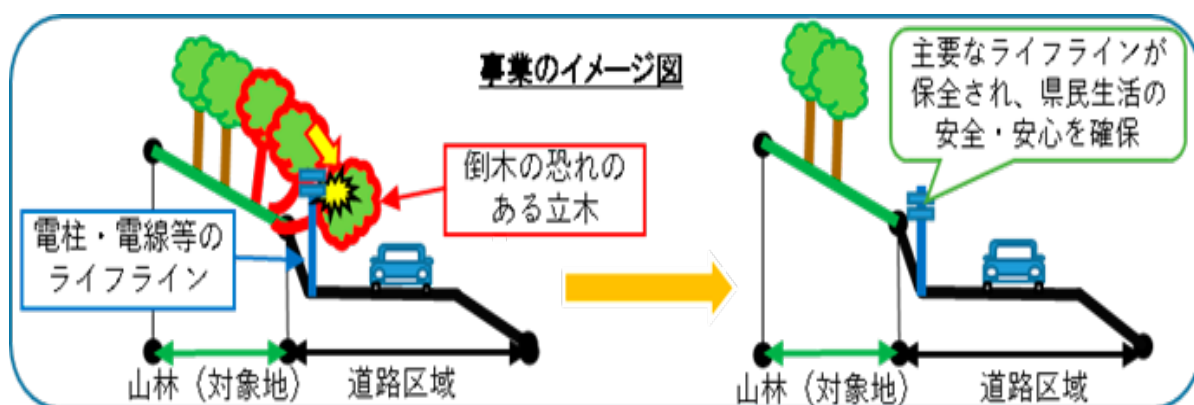
ア) 負担割合：ライフライン事業者 1/2、市町 1/4、県 1/4

イ) 事業の対象

- 伐採調査：事業の対象となる箇所において、伐採施工前に実施する、施工範囲などの現地調査や、伐採対象木の所有者の確定及び承諾交渉。また、図面及び設計根拠資料の作成等
- 伐採施工：事業の対象となる箇所における、配電線などのライフラインを寸断する恐れのある樹木や枝葉の伐採や集積等

事業の実施状況

区 分	数 量	備 考
実施市町数	10 市町	四日市市、鈴鹿市、亀山市、菰野町、津市、松阪市、
伐採本数	3,694 本	多気町、大台町、鳥羽市、度会町、名張市





ライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採の状況（松阪市）



事前伐採の施工中の状況（多気町）



事前伐採の施工中の状況（亀山市）

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価・提言	<p>台風等の影響により電線等のライフラインを寸断する恐れのある樹木を事前に伐採することは、県民の命を守る上で重要であり、地域住民にとって有益であると同時に、市町等関係者にとっても有効と考えられ評価できる。</p> <p>今後は、事業の必要性や有効性についての発信をより一層強化するとともに、現場の状況に応じて伐採方法を工夫しながら、市町やライフライン事業者と連携して事業を推進されたい。</p>			

(3) みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠、加算枠）事業〔継続〕

【事業費：468,541 千円（内、基金活用額 67,210 千円）】

基本方針：1、2

対策区分：1、2、3、4、5

事業の目的：森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となる市町が、市町交付金を活用することで、地域の実情に応じて創意工夫して森林づくり等の施策を展開します。

事業の内容：1市町当たり500万円の均等配分に加えて、森林面積や人口を算定基礎として算定する「基本枠交付金」と、平成30年2月刊行森林・林業統計書に記載されている森林面積が100ha未満または森林率が10%未満である市町からの事業計画申請に基づいて「加算枠交付金」を交付しました。なお、加算枠交付金の5年間の累計申請上限額は、1,000万円です。

交付の対象とする事業は、事業実施の3原則を満たしたうえで、2つの基本方針及び5つの対策に沿った事業としますが、森林環境譲与税と同一の事業には充当できません。また、次の見直しまでの期間に市町交付金事業の財源に充てるための基金の積立も交付の対象とします。

事業の実施状況

区分	市町数	事業数	事業費	備考
対策区分1	4市町	4事業	42,972千円	
対策区分2	26市町	50事業	205,267千円	内、基金活用額26,846千円
対策区分3	19市町	30事業	22,777千円	内、基金活用額377千円
対策区分4	17市町	24事業	114,358千円	内、基金活用額31,882千円
対策区分5	9市町	14事業	33,808千円	内、基金活用額8,105千円
基金積立	8市町	8事業	49,359千円	



対策区分1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり
溪流倒木等処理事業（大紀町）



対策区分2：暮らしに身近な森林づくり

里山・竹林環境保全支援事業（朝日町）

危険木伐採事業（度会町）



対策区分3：森を育む人づくり

森林環境教育事業（あさひ竹プロジェクト）
（朝日町）

川越南小学校自然教室（川越町）



対策区分4：森と人をつなぐ学びの場づくり

木とふれあう学校環境づくり事業（尾鷲市）

木材とふれあう場づくり推進事業（度会町）



対策区分 5：地域の身近な水や緑の環境づくり

播磨 2 号緑地里山整備事業（桑名市）

クマノザクラ整備事業（紀宝町）



市町による県民税の周知取組状況

イベント開催時におけるパネル展示
（津市）

役場におけるパネル展示
（木曾岬町）

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価・提言	<p>市町間で取組の度合いに差が生じているなど課題は残されているものの、事業内容は年数を重ねて充実しつつあり、総じて県民にとって必要な事業を適切に実施していると評価できる。また、市町の優良事例を共有する取組が実施されるとともに、報告書の記載内容が年々充実してきている点は評価できる。</p> <p>情報発信について、事業の取組の熱心さに比べて情報発信力が全体的に低いと感じられるため、税がどのような趣旨で徴収され、どのように活用されているのかという情報を、県民に対して簡潔明瞭に発信していく必要があるとともに、その発信内容を情報発信度の欄に明記するよう求めるべきである。</p> <p>また、継続事業が増え、市町ごとに税の活用の固定化がみられることから、より多くの県民の皆さんに情報を発信するためにも、新たな活用に取り組みられることを期待する。</p> <p>今後は、事業実施の3原則の徹底や2つの基本方針と5つの対策との関係の明確化とともに、一部の事業に注力する場合にはその理由について十分な説明を求める必要がある。</p>			

3 みえ森と緑の県民税制度運営事業〔継続〕【事業費：9,553千円】

基本方針 : -

対策区分 : -

事業の目的：「みえ森と緑の県民税」の制度が円滑に運営されるよう、県民への周知、みえ森と緑の県民税評価委員会の運営等を行います。

事業の内容：みえ森と緑の県民税を活用した事業結果等について調査・審議する「みえ森と緑の県民税評価委員会」を運営したほか、三重の森林づくりに関する県民意識調査の実施や、コンビニ・イオン等でのチラシ配架やポスター掲示、YouTubeにおける TrueView インストリーム動画広告による情報発信など税制度の周知活動を行いました。

事業の実施状況

区 分	回数	備 考
みえ森と緑の県民税評価委員会	4回	7月11日、8月29日、11月7日、1月19日



第2回みえ森と緑の県民税評価委員会
新型コロナウイルス感染症対策としてWEB会議システムを活用して開催



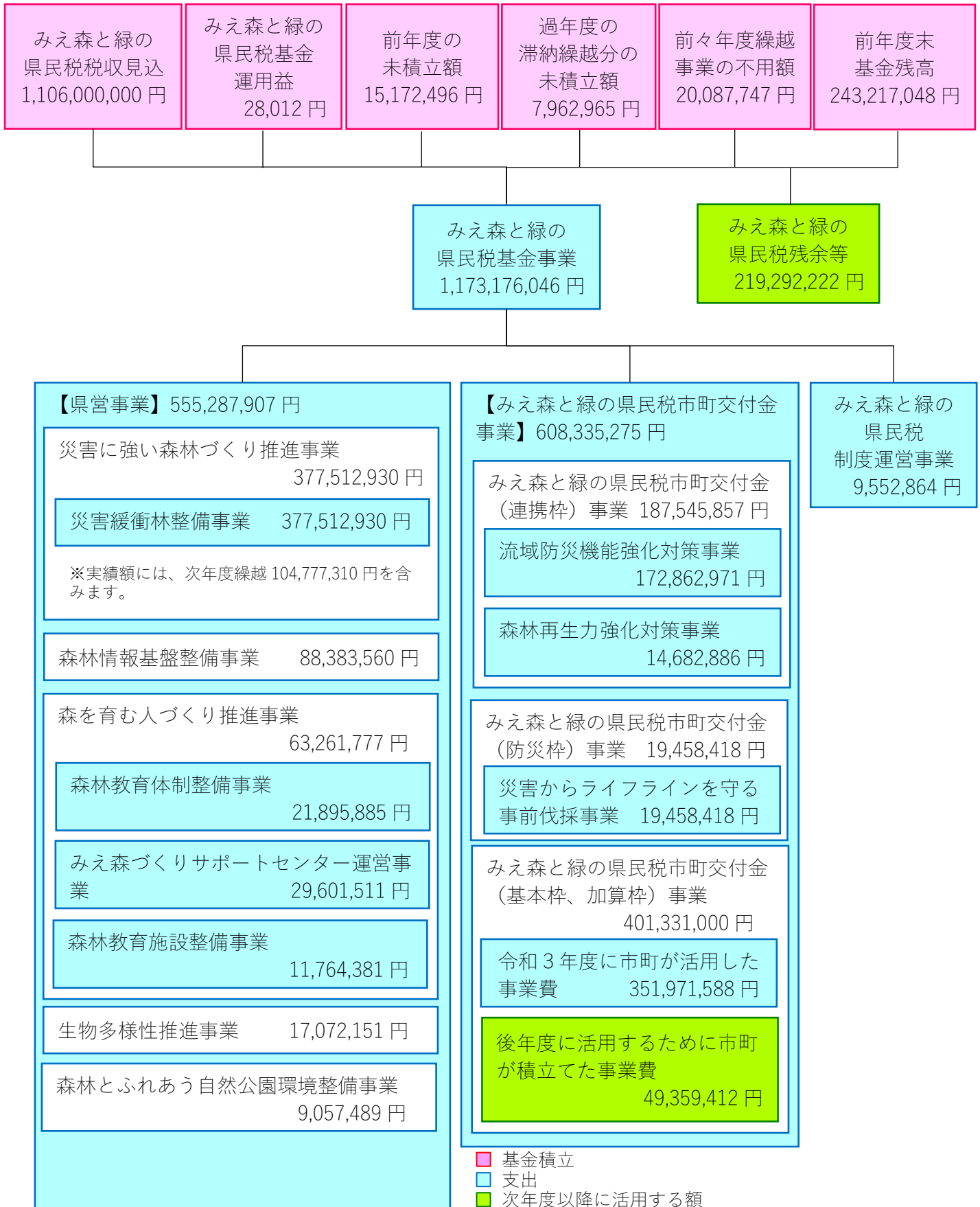
県民税を紹介したプロモーション動画
YouTubeにおける TrueView インストリーム
動画広告で使用

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評 価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評 価 ・ 提 言	<p>第2期の取組が終了を迎える中、依然として税の認知度は低い状況であるため、いかに周知していくかが課題である。また、森林環境譲与税との棲み分けについて県民の理解を得るためにも、普及啓発の取組が重要となっており、より効果的な取組について検討する必要がある。</p> <p>加えて、税がどのような趣旨で徴収され、どのように活用されているのかという情報を簡潔明瞭に発信していく必要がある。</p> <p>また、市町における税の有効活用がより一層促進されるよう、引き続き各市町の優良事例を共有されたい。</p>			

第4 資料編

1 令和4年度みえ森と緑の県民税基金事業の構成



2 令和4年度みえ森と緑の県民税基金事業の内容

2-1 県営事業

(1) 災害に強い森林づくり推進事業

① 災害緩衝林整備事業の実績

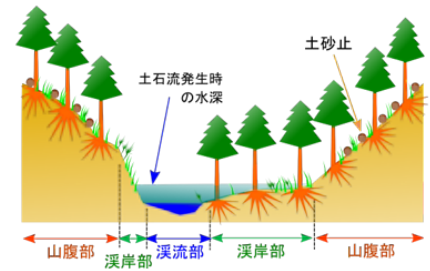
市町	大字等	地区名	危険木等除去体積 (m ³)	調整伐面積(ha)
鈴鹿市	西庄内町	池ノ谷	24.0	3.52
亀山市	関町市瀬	野々谷	33.0	0.12
亀山市	加太中在家	オシカガ谷	99.0	1.03
亀山市	加太中在家	三ツ合	74.0	0.56
亀山市	加太板屋	西谷	23.0	1.91
亀山市	安坂山町	横尾	33.0	2.81
亀山市	安坂山町	一之谷	10.0	3.42
津市	美杉町八知	トリガウエ	108.0	0.43
松阪市	大足町	大足山	157.0	1.96
松阪市	阪内町	尻附谷	121.0	1.34
松阪市	飯南町横野	フイ谷	33.4	2.75
松阪市	飯南町下仁柿	中倉	135.0	1.10
松阪市	飯高町宮本	桐ノ木	10.0	0.10
多気町	相鹿瀬	羽鹿谷	230.0	2.48
大台町	神瀬	狩ヶ谷	777.8	0.00
大台町	下真手	荷ノ倉	191.0	0.64
大台町	小切畑	庄吉小屋	180.0	0.00
度会町	田口	田口	0.0	6.29
大紀町	永会	西ノ谷	9.7	7.74
大紀町	神原	桶ノ谷	68.0	14.48
大紀町	神原	上ヶ野	8.0	0.28
伊賀市	奥馬野	オク	38.0	5.23
伊賀市	下阿波	皿上	148.0	8.19
伊賀市	上阿波	船ヶ谷	64.0	15.07
伊賀市	諸木	折戸	83.0	4.08
名張市	青蓮寺	青蓮寺山	73.0	2.87
尾鷲市	古江町	ソラ	100.0	3.69
尾鷲市	古江町	奥の谷	67.0	5.08
尾鷲市	九鬼町	奥地	71.0	2.10
熊野市	井戸町	土地山	48.0	1.65
熊野市	井戸町	がま谷	259.0	4.72
熊野市	紀和町大河内	和知谷	108.0	12.45
合計	12 市町	32 箇所	3,383.9	118.1

※実績数量は、令和5年3月31日現在のものです。四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

災害に強い森林づくり推進事業
効果検証にかかる調査・研究事業 成果の概要 (林業研究所)

事業目的と検証事項

- 山腹部・・・調整伐による立木の成長の促進、
斜面安定効果及び土砂流亡抑制効果発揮に対して
 - 効果検証が必要な事項
 - ・斜面安定効果、土砂流亡抑制効果は発揮できるか？項目1
 - ・立木の成長は促進されるか？項目2
- 溪岸部・・・調整伐による立木の成長の促進※に対して
 - 効果検証が必要な事項
 - ・立木の成長は促進されるか？項目2
- 溪流部・・・危険木除去による流木発生抑制効果に対して
 - 効果検証が必要な事項
 - ・流木発生抑制効果は持続しているか？項目3



※本事業では胸高直径30cm以上の森林に誘導することを目標としている

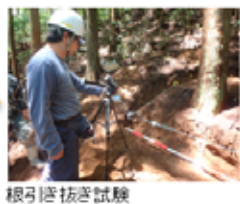
効果検証にかかる調査・研究

項目1 樹木根系による斜面安定効果調査
根系発達による斜面安定効果を検証するために

- ① 根系分布調査、根引き抜き試験により、表層崩壊防止力を把握
- ② 土砂流亡量調査で、土砂流亡抑制効果の持続期間を把握(三重大学共同研究)



調整伐と伐倒木を利用した土砂止の設置



根引き抜き試験



根系分布調査

土砂流亡量調査

根引き抜き試験及び根系分布調査の実施、土砂流亡量の継続調査

項目2 UAV(ドローン)を用いた森林モニタリング調査
成長促進効果を検証するために

UAV空撮画像の解析により事業実施箇所の森林状況の変化を把握(名古屋大学共同研究)



UAV(ドローン)



調整伐実施後の状態変化を調査



項目3 整備森林における危険木発生状況調査
危険木除去による流木発生抑制効果を検証するために

危険木を除去した溪流での流木等危険木発生状況を把握(一部、三重大学共同研究)



整備前



危険木除去



整備後



現状？

項目1 樹木根系による斜面安定効果調査 (R1~5)

目的:

- ① **根系による表層崩壊防止力の把握**・・・山腹部における調整伐実施が斜面安定(根系による表層崩壊防止力)に及ぼす効果を明らかにする。
- ② **土砂流出量の継続調査**・・・調整伐実施, 土砂止設置による土砂流出抑制効果の持続期間を明らかにする。

方法:

- ① 調整伐後6~11年経過したスギ林5カ所, 同6~8年経過したヒノキ林5カ所において, それぞれ調整伐実施地と未実施地の立木間中央部(崩壊防止力の最弱部)各3カ所で根系分布調査を行った。得られたデータに対し, 根引き抜き試験から崩壊防止力推定モデルを構築して崩壊防止力を推定し, 調整伐実施地と未実施地との比較検証を行った。
- ② 平成27~29年度に土砂流出量観測を行った3カ所の試験地で観測を継続した(三重大学共同研究)。

結果:

- ① 調整伐実施地では, 調整伐直後は伐採木の根系腐朽により, 立木間中央部の崩壊防止力は一時的に低下すると推測されるが, 調整伐の効果により, 未実施地と比較して立木間距離が長いにも関わらず, 6~11年後には崩壊防止力が同程度まで大きくなった(図-1)。全調査地の根系分布データから, 立木間距離と崩壊防止力の関係を解析したところ, 同じ立木間距離では実施地の方が未実施地よりも崩壊防止力が大きかった(図-2)。これらの結果より, 実施地の根系による崩壊防止力は, 斜面全体では未実施地よりも大きくなっていると考えられた。
- ② 調整伐後の林床被覆率上昇に伴って土砂流出量は減少し, 調整伐後8年経過時点でも低い水準で保たれていた(図-3)。林床被覆率が高い状態が保たれていることから, 今後も土砂流出抑制効果は持続することが推察された。

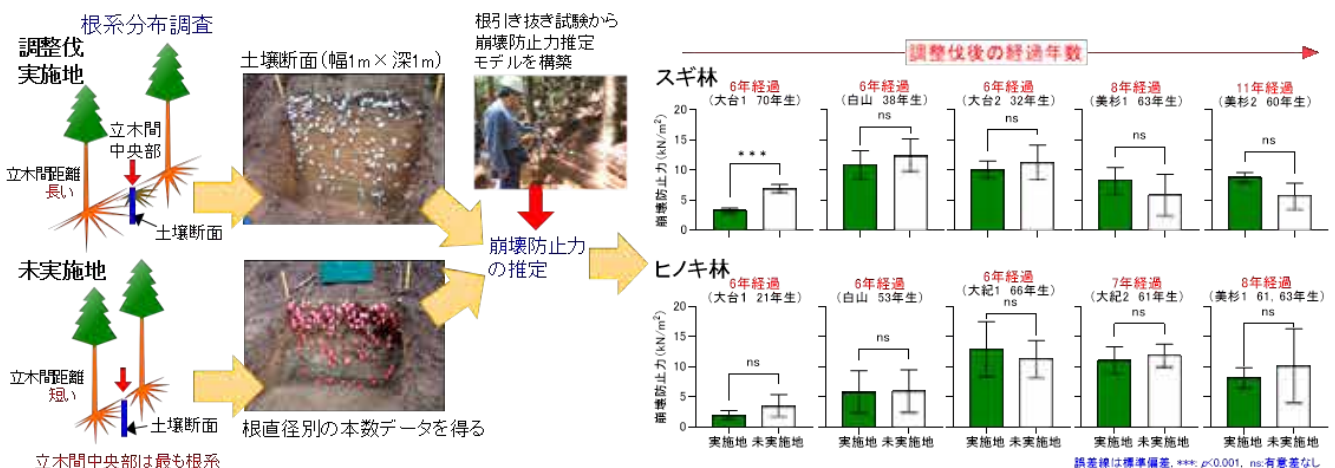


図1. 調整伐実施地と未実施地における表層崩壊防止力の比較

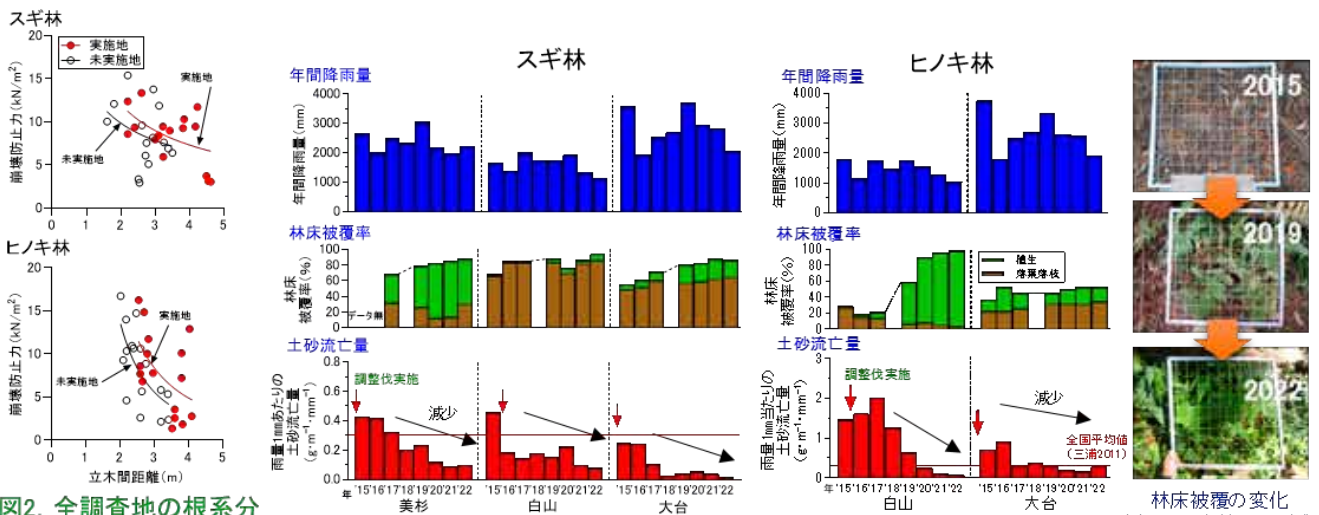


図2. 全調査地の根系分布データによる立木間距離と崩壊防止力の関係

図3. 調整伐後の林床被覆率と土砂流出量の経年変化

- ① 調整伐後6~11年で根系による崩壊防止力は斜面全体では未実施地よりも大きい
- ② 調整伐と土砂止による土砂流出抑制効果は調整伐後8年時点まで持続していた

項目2 UAVを用いた森林モニタリング調査 (R1~5)

目的:

UAVにより山腹部、溪岸部での調整伐による立木の肥大成長促進や健全性向上の効果を広域的に検証する。

方法:

平成26年度から調整伐前後の森林状態の変化を広域的にモニタリングしているが、これまでの航空レーザ測量に代わりUAV(ドローン)を使用することで、面積は限定されるものの低コストで即時的に森林情報を得られる可能性がある。平成26年度設定モニタリング区域内(大台町)において設定した3カ所の空撮区域、令和元年度事業実施地において設定した3カ所の空撮区域でUAVによる空撮を行った。大学との共同研究により UAV空撮データから高精度で森林情報を取得するための技術を開発し(図4)、取得した空撮データを解析することで(図5)、調整伐後の森林状態の変化を広域的に把握した(名古屋大学共同研究)。

結果:

調整伐を行うことによる直径成長の促進(図6)、森林資源の現況や現時点での目標直径到達状況などを広域的に確認できた(図7)。

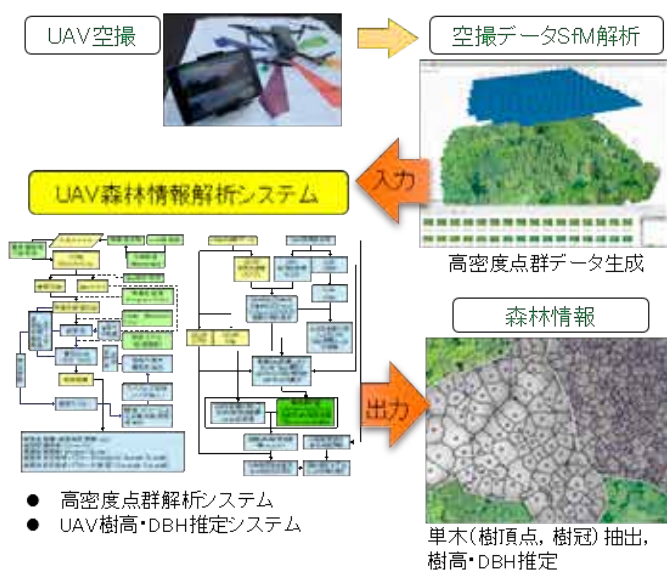


図4. UAV空撮画像からの森林情報解析技術

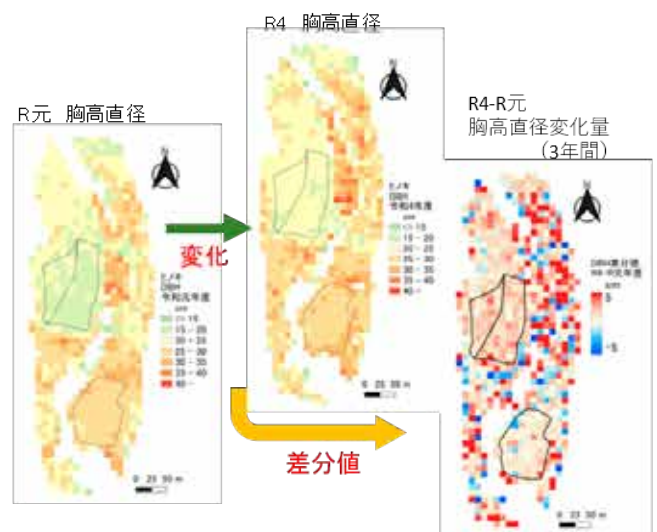


図5. 森林状態の変化量把握(胸高直径の例)

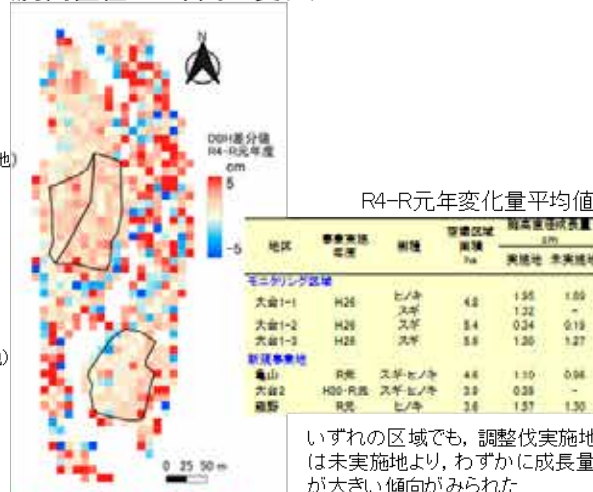
単木単位データを10m×10mメッシュ単位でマップ化し、2時間間の変化量をGISで計算

● 作成したオルソフォト



図6. 令和元年(調整伐後5年)から令和4年(同8年)の胸高直径の変化量(大台1-1地区)

● モニタリングの例 (胸高直径の3年間の変化)



● モニタリングの例 (胸高直径の現況)

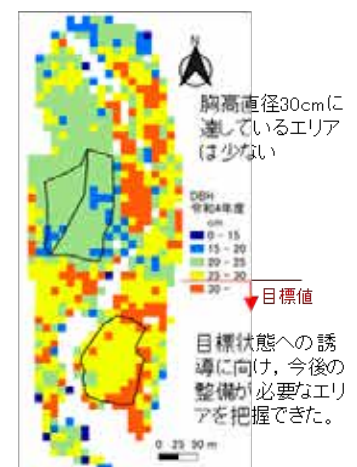


図7. 胸高直径の現況(令和4年, 大台1-1地区)

UAVにより調整伐による直径成長改善や森林の現況を広域的に確認できた

項目3 整備森林における危険木発生状況調査 (R1~5)

目的:

溪流部で実施している危険木(倒流木)除去による流木発生抑制効果を検証する。

方法:

平成26年度, 27年度事業により溪流部の危険木除去を行った67箇所の整備溪流(延長55~2,015 m, 平均延長548 m, 総延長36,700 m)を除去から3~6年後に踏査し, 倒流木発生の実況を多点調査した(図8)。また, 整備溪流4カ所(延長283~673m), 未整備溪流2カ所(延長368, 745m)に固定試験地を設定し(図12), 毎年, 冬季の湯水期に危険木の発生, 消失, 移動状況を追跡調査した(一部, 三重大学共同研究)。

結果:

平成26, 27年度事業地の多点調査の結果, 再発生した倒流木の材積は除去材積と比較してわずかであり, 平成29年21号台風による風倒被害を受けた一部を除き, 除去効果は維持されていた(図9)。固定試験地における追跡調査でも, 調査を行った4年間に倒流木量はほとんど変化しなかった(図12)。そのため, 著しい台風被害などを受けなければ, 長期間にわたって除去効果は維持されると考えられた。倒木の発生要因は, 風倒に起因する根返りや幹折れ, 溪岸侵食が主要因であり, これらの発生を森林管理によって防ぐことで大幅に倒流木を少なくできる可能性がある(図10)。また, 流木は倒木と比べて腐朽度が高く, 長さが流路幅よりも短いことから(図11), 流路幅の狭い溪流内では倒木が分解, 破断して流木化するまで, これらが長期間滞留する危険性がある。そのため, 流木被害対策として溪流部の倒流木等を除去することは有効な手段であることがわかった。

「倒木」・・・山腹から溪流に入って, その場所から一度も流下していないもの
 「流木」・・・溪流に入ったのちに流下した履歴があるもの



図8. 多点調査を行った事業地の位置

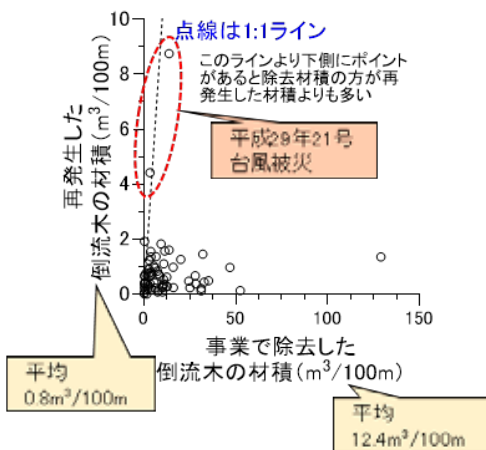


図9. 各事業地の倒流木除去材積と現状材積の関係(67カ所)

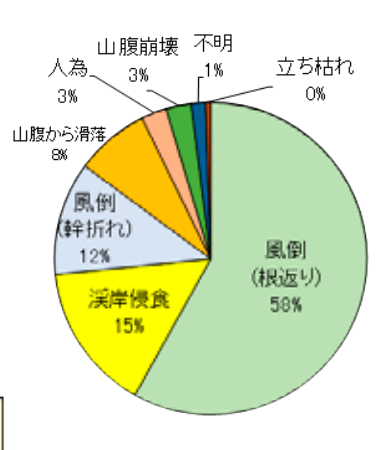


図10. 67カ所の事業地における全倒木(202.8m³)の発生要因毎の材積割合

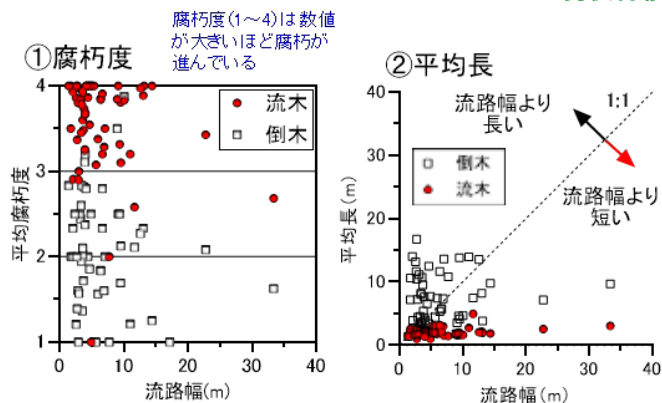


図11. 各事業地の整備区間中央部付近における最大24時間雨量時の流路幅と倒流木の腐朽度, 平均長の関係

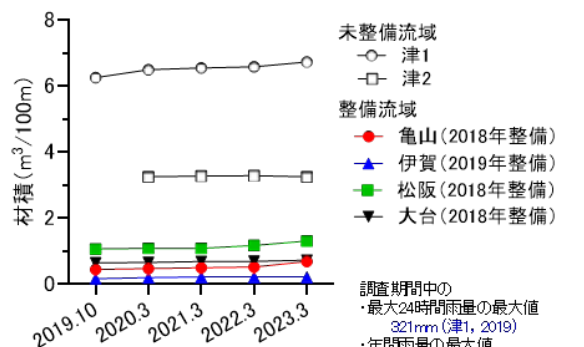


図12. 固定試験地における倒流木材積の経年変化

著しい台風被害などを受けなければ長期間にわたって除去効果は維持された

(2) 森林情報基盤整備事業

対象市町	航空レーザー測量 実施面積	解析作業面積	備考
尾鷲市・御浜町・ 紀宝町	19,964ha	27,672ha	
津市・松阪市・ 大台町・紀北町	12,422ha	20,217ha	津市・松阪市の解析は一部実施 (残りは令和5年度実施予定)
合計	32,386ha	47,889ha	7市町

(3) 森を育む人づくりサポート体制整備事業

① 森林教育体制整備事業

○ 森林教育プログラム等の実践講座等の実績

開催日	講座名	開催場所	参加 者数
指導者向け講座			
令和4年11月5日(土)	森林をフィールドに子どもの「生きる力」を育む指導者養成講座	国立曾爾青少年自然の家(奈良県)	12名
令和4年11月20日(日)		速水林業大田賀山林(紀北町)	
令和4年12月3日(土)、4日(日)、18日(日)、 令和5年1月14日(土)、15日(日)		三重県民の森(菟野町)	
子ども向け講座			
令和4年11月23日(土)、 12月3日(土)、4日(日)、 令和5年1月14日(土)、15日(日)	ジュニアフォレスター育成講座	三重県民の森(菟野町)	15名
学生向け講座			
令和4年10月29日(土)	みえ森林教育 学生ワークショップ ～森や木や自然にふれあい、学び育む教育・保育を考えよう～	三重県林業研究所(津市)	8名
令和4年10月30日(日)		三重県民の森(菟野町)	
令和4年11月12日(土)		速水林業大田賀山林(紀北町)	
幼児教育関係者向け支援			
令和4年11月16日(水)	みえ森林教育アドバイザー派遣	名張市防災センター(名張市)	25名
企業向け講座			
令和4年9月27日(火)	みえ森林教育 企業向け講座 「SDGs時代の企業における森林とのつきあい方について考える Vol.2 ～三重の資源、森と木をどう活かすか～」	速水林業大田賀山林(紀北町)	10名
令和4年11月11日(金)		亀山市内	

○ 森林教育ステーションの認定実績

認定日	施設名	備考
令和4年7月7日(木)	ふらふらここひろば hanare (紀北町)	
令和5年1月2日(月)	桜橋子育て支援センター (津市)	
令和5年3月9日(木)	紀宝町子育て支援センター (紀宝町)	
令和5年3月9日(木)	紀宝町生涯学習センター (紀宝町)	
令和5年3月9日(木)	紀宝町飛雪の滝キャンプ場 (紀宝町)	
令和5年3月14日(火)	伊賀市子育て包括支援センター (伊賀市)	
令和5年3月10日(金)	尾鷲市幼保連携型認定こども園ひのきっこども園 (尾鷲市)	
令和5年3月10日(金)	尾鷲市子育て支援センター ちびっこひろば (尾鷲市)	

計8箇所

○ 森林教育イベントの実績

開催日	講座名	開催場所	参加者数
令和5年2月4日(土)	第1回みえ森林教育シンポジウム	三重県総合文化センター (津市)	524名

② みえ森づくりサポートセンター運営事業

○ 指導者養成講座実績

開催日	講座名	開催場所	受講人数
地域講座			計80名
令和4年5月15日(日)	【伊賀地域】 森林環境教育指導者養成講座 (技術編)	三重県上野森林公園 (伊賀市)	10名
令和4年6月26日(日)	【松阪地域】 森林環境教育指導者養成講座 (知識編)	松阪市飯高林業総合 センター (松阪市)	14名
令和4年7月17日(日)	【松阪地域】 森林環境教育指導者養成講座 (野外活動安全管理編)	松阪市森林公園 (松阪市)	13名
令和4年7月23日(土)	【四日市地域】 森林環境教育指導者養成講座 (木育初級編)	三重県民の森 (菟野町)	16名
令和4年9月17日(土)	【東紀州地域】 森林環境教育指導者養成講座 (見学編②(流通・加工))	熊野原木市場共同組 合(熊野市)	14名
令和5年1月14日(土)	【松阪地域】 森林環境教育指導者養成講座 (見学編①(森林・林業))	叶林業所有森林、宮 前小学校 (松阪市)	13名
スキルアップ講座			計22名
令和4年11月 26日(土)、27日(日)	LEAF ローカルインストラク ター研修	株式会社ひの家及 び周辺山林 (大紀町)	3名
令和4年9月 3日(土)、4日(日)	コミュニケーション編	ともやま公園 (志摩市)	5名
令和4年11月20日(日)	木育中級編	いなべ自然楽校 (いなべ市)	14名

○ 学校教職員森林環境教育講座実績

開催日	講座名	開催場所	受講人数
令和4年7月29日(金)	学校教職員森林環境教育研修	三重県総合博物館	20名

○ 出前授業実績

実施日	学校名	内容	参加人数
令和4年8月9日(火)	桑名市深谷教育集会所	森と木の話、木工	30名
令和4年11月15日(火)	木曾岬町立木曾岬小学校	森と木の話、木工	32名
令和4年9月26日(月)	津市立安濃小学校	森と木の話、木工	12名
令和4年12月2日(金)	松阪市立松尾小学校	森林・林業の話、木工	47名
令和4年12月13日(火)	明和町立修正小学校	森林・林業の話、木工	6名
令和4年10月4日(火)	伊勢市立中島小学校	森林・林業の話、木工	42名
令和4年9月28日(水)	伊勢市立みなと小学校	森と木の話、木工	54名
令和4年11月10日(木)	伊勢市立豊浜東小学校	森林・林業の話、木工	8名
令和4年9月20日(火)	伊勢市立皇學館中学校	森林・林業の話、木工	26名
令和5年1月18日(金)	南伊勢町立南勢中学校	森林・林業の話、木工	20名
令和4年7月12日(火)	志摩市立神明小学校	森と木の話、木工	40名
令和4年7月8日(金)	名張市立特別支援学校伊賀つばさ学園中等部	森と木の話、木工	11名

計 328 名



森林教育コーディネーター
(明和町立修正小学校)
5年生6人によるキーホルダー作り



森林教育コーディネーター
(南伊勢町立南勢中学校)
1年生20人による地域の木との触れあい

○ 森の学校実績

開催日	開催場所	内容	参加人数
令和4年4月2日(土)	イオンモール東員(東員町)	三重県産材で作る「森の標本箱」	20名
令和4年4月3日(日)		丸太切り体験とキーホルダー作り	27名
令和4年5月15日(日)	高田短期大学(津市)	竹林整備と竹の小物作り	10名
		竹林整備とスタードーム作り	15名
令和4年5月21日(土)	イオンモール鈴鹿(鈴鹿市)	三重県産材でイス作り	17名
令和4年5月22日(日)		木と貝がらのちょうちょブローチ作り	48名
令和4年6月11日(土)	イオンモール明和(明和町)	三重県産材で作る「森の標本箱」	31名
令和4年6月12日(日)		葉っぱで遊ぼう	36名
令和4年6月18日(土)	イオンモール津南(津市)	木のペンダント作り	21名
令和4年6月19日(日)		三重県産材で作る「森の標本箱」	27名
令和4年7月2日(土)	イオンモール四日市北 (四日市市)	小径木のコースター作り	33名
令和4年7月3日(日)		ねじり組コースター作り	40名
令和4年7月9日(土)	イオンモール桑名(桑名市)	ねじり組コースター作り	40名
令和4年7月10日(日)		木のバードコール作り	32名
令和4年7月10日(日)	松阪市森林公園(松阪市)	木のペンダント作り	52名
令和4年7月30日(土)	四日市塩浜児童館 (四日市市)	カホン作り	21名
		木のバードコール作り	18名
令和4年8月7日(日)	三重県立みえ子どもの城 (松阪市)	夏の自然観察会	26名
		小さな夏の生き物観察会	19名
		間伐材でポールハンガー作り	22名
		竹のおもちゃ作り	22名
令和4年8月11日 (木・祝)	三重県環境学習情報センター (四日市市)	竹を使って工作の技を学ぼう	45名
令和4年9月18日(日)	松阪農業公園ベルファーム (松阪市)	県産スギのイス作り	台風の ため中止
令和4年9月19日 (月・祝)		マイ箸作り	台風の ため中止
令和4年9月23日 (金・祝)	イオンモール東員(東員町)	スケルトンリーフ作り	51名
令和4年9月24日(土)		森の妖精作り	36名
令和4年9月25日(日)		間伐材で本立てを作ろう	36名
令和4年10月10日 (月・祝)	三重県営サンアリーナ (伊勢市)	マイ箸作り	57名
令和4年10月16日(日)	松阪市森林公園(松阪市)	バードコール作り	80名
令和4年10月29日(土)	松阪市農業公園ベルファーム (松阪市)	マイ箸作り	54名
令和4年12月11日(日)	松阪市森林公園(松阪市)	森のサンタクロース作り	66名

計1,002名

○ 森林教育活動コーディネート実績

実施日	対象	内容
令和4年9月10日(土)	JTB津支店	森林・林業の話と木工
令和4年4月13日(水)	高田短期大学(津市)	ゼミに森のせんせい紹介
令和4年6月17日(金)	伊勢市立中島小学校	自然遊び体験
令和4年7月13日(水)	伊勢市立豊浜東小学校	ハマボウ群生地観察会
令和4年10月11日(火)	伊勢市立小俣小学校	森の話とクップ体験
令和4年10月11日(火)	伊勢市立宮山小学校	森の話とクップ体験
令和4年10月21日(金)	伊勢市立小俣小学校	森の話とクップ体験
令和4年10月28日(金)	伊勢市立上野小学校	林業の話とオブジェクト作り
令和4年11月18日(金)	伊勢市立小俣小学校	森林の話とコースター作り
令和4年11月21日(月)	伊勢市立中島小学校	森の話とクップ体験
令和4年4月19日(火)	鈴鹿市久間田公民館	森のせんせいについて相談
令和4年5月11日(水)	伊賀市丸桂市民センター	事業内容と講師の相談
令和4年5月6日(金)	松阪市森林公園	森の学校の実施の相談
令和4年5月11日(水)	四日市市北部児童館	出前授業と森の学校の相談
令和4年5月12日(木)	鈴鹿市旭が丘公民館	森のせんせいの派遣とミエトイ・キャラバン相談
令和4年5月18日(水)	多気町農林商工課	出前授業の相談
令和4年10月6日(木)	明和町教育委員会	森林・林業の話と木工
令和4年8月7日(日)	株式会社伊藤萬	ブース出展の相談
令和4年12月2日(金)	東員町立城山小学校	森探索と樹木観察
令和4年9月29日(木)	伊賀市丸柱里山を知る会	里山保全活動の相談
令和4年9月15日(木)	鈴鹿市農林水産課他	森林教育出前授業の相談
令和4年10月5日(水)	川越町おひさま児童館	森の学校の相談
令和4年12月12日(月)	多気町農林商工課	出前授業の相談
令和5年1月26日(木)、 2月14日(火)	伊賀市立神戸小学校	森林・林業の話と体験活動
令和5年2月上旬	多気町立津田小学校	出前授業と講師紹介
令和5年2月24日(金)	玉城町産業振興課	保育園での木育事業
令和5年3月1日(水)		
令和5年3月15日(水)		

計29回

③ 森林教育施設整備事業

主に未就学児とその保護者に、木にふれ、木の良さを感じてもらうため、令和3年度にオープンした「みえ森林教育ステーション」における森林教育や施設運営、安全管理を適切に行いました。

森林教育業務として、木の実クラフトや葉っぱクラフトなどの森林教育に関するイベントを26回開催しました。



森林教育に関するイベント

左：木の実クラフト

右：葉っぱクラフト

(4) 生物多様性推進事業

○ 自然環境保全活動実績

対象種	活動時期	実施内容
マメナシ	令和4年4月	保全活動団体、専門家とともに調査及び保全活動を実施
ギフチョウ	令和4年4月	保全活動団体とともに調査を実施
アゼオトギリ	令和4年6月	保全活動団体、専門家とともに保全活動を実施
マイヅルテンナンショウ	令和4年6月	保全活動団体とともに調査を実施
ハルサキヤマガラシ (外来種)	令和4年6月	保全活動団体とともに駆除活動を実施
ため池の外来種	令和4年11月	保全活動団体とともに駆除活動を実施
フクロウ	令和4年11月	保全活動団体とともに保全活動を実施
須賀利大池	令和5年3月	保全活動団体、専門家とともに調査及び保全活動を実施

(5) 森林とふれあう自然公園環境整備事業

○ 自然観察ツアー・森林教育イベント実績

自然公園名	自然公園施設名	実施場所	実施日	参加人数	内容
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	伊勢市	令和4年 9月24日	6名	自然観察と文化歴史ツアー (二見町ウォーキング)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	鳥羽市	令和4年 10月1日	7名	自然観察ツアー(菅島ウォーキング)と海女さんふれあい体験
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	志摩市	令和4年 10月23日	22名	自然観察ツアー(麦崎ウォーキング)と魚釣り体験
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	鳥羽市	令和4年 11月6日	19名	自然観察ツアー(神島ウォーキング)

伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	鳥羽市	令和4年 11月19日	48名	森林教育イベント（クラブ ト体験教室）
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	鳥羽市	令和4年 11月20日	12名	森林教育イベント（クラブ ト体験教室）
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	鳥羽市 志摩市	令和4年 12月3日	9名	自然観察ツアー（青峰山ウ ォーキング）
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	南伊勢町	令和4年 12月4日	12名	自然観察ツアー（宿浦・田曾 浦の浅間山ウォーキング）
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	志摩市	令和5年 1月15日	16名	自然観察ツアー（国府散策 ウォーキング）
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	志摩市	令和5年 1月29日	20名	自然観察ツアー（御座金比 羅山と英虞湾を巡るウォ ーキング）
吉野熊野国立公園	大杉谷 登山歩道	大台町	令和4年 8月6、7日	8名	自然観察ツアー（トレッキ ング）とボランティア整備 （歩道整備、ゴミ拾い）
			令和4年 10月29、30日	8名	自然観察ツアー（トレッキ ング）とボランティア整備 （歩道整備、ゴミ拾い）
鈴鹿国定公園	御在所岳園地	菟野町	令和4年 9月11日	55名	森林教育イベント（植樹：自 然環境保全活動）
吉野熊野国立公園 奥伊勢宮川峡県立 自然公園	大杉谷登山歩 道、自然の家	大台町	令和4年 10月23日	18名	森林教育イベント（森林と 水のサイクリングツアー）
自然公園外	三重県上野森 林公園	伊賀市	令和5年 3月4日	22名	森林教育イベント（木製ベ ンチ整備）
自然公園外	三重県民の森	菟野町	令和5年 3月12日	13名	森林教育イベント（木製複 合遊具（すべり台）整備）

計 295 名



森林教育イベント

「アスレチックをつくろう！」

参加者による木製アスレチック整備状況



森林教育イベント

「親子で大工体験」

ベンチ整備状況の地元テレビ局による取材

2-2 市町交付金事業

(1) みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業

○ 流域防災機能強化対策事業及び森林再生力強化対策事業実績

市 町	流域防災機能強化対策事業	森林再生力強化対策事業 (獣害防止施設等整備)
	森林整備面積	獣害防止施設設置延長
津市	92.30ha	4,306m
松阪市	13.03ha	8,394m
多気町	8.89ha	304m
大台町	60.99ha	4,164m
度会町	13.16ha	307m
大紀町	14.38ha	1,091m
志摩市	8.42ha	—
伊賀市	118.70ha	—
名張市	13.82ha	—
尾鷲市	2.14ha	365m
紀北町	14.17ha	1,493m
熊野市	4.11ha	1,233m
紀宝町	11.85ha	—
計	375.96ha	21,657m

(2) みえ森と緑の県民税市町交付金（防災枠）事業

○ 災害からライフラインを守る事前伐採事業実績

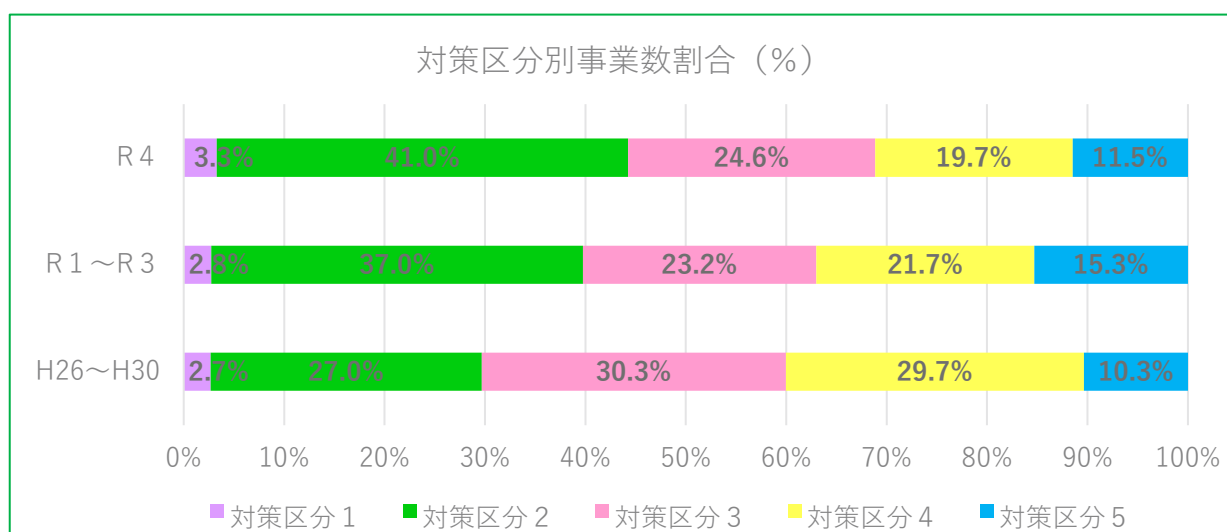
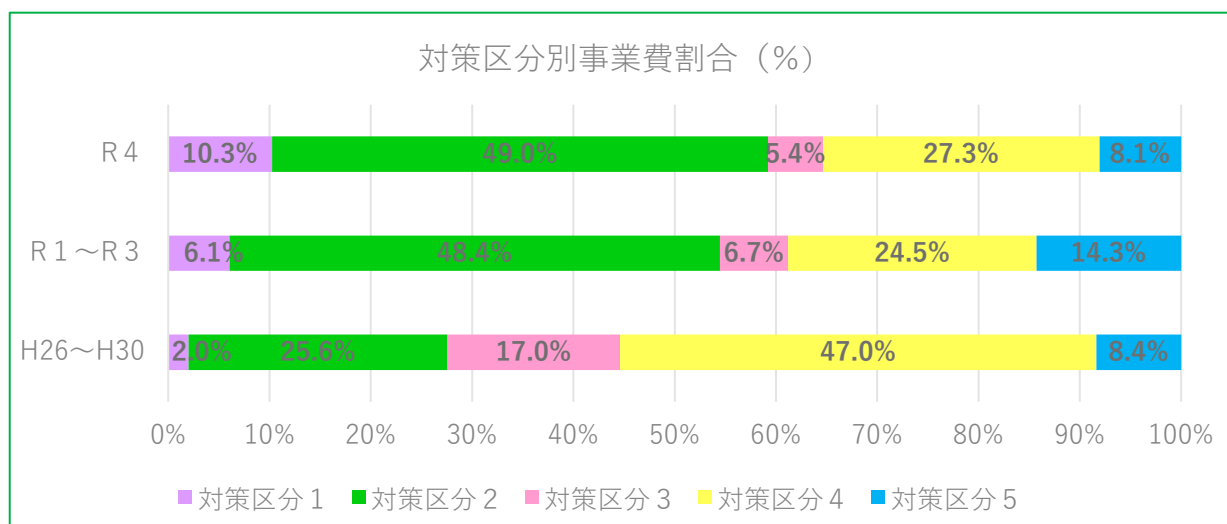
市 町	伐採本数（本）	備 考
四日市市	122 本	R3.2.17 三者協定締結
鈴鹿市	20 本	R3.3.24 三者協定締結
亀山市	167 本	R3.7.1 三者協定締結
菰野町	43 本	R2.10.8 三者協定締結
津市	252 本	R2.11.20 三者協定締結
松阪市	1,103 本	R2.7.22 三者協定締結
多気町	83 本	R3.5.6 三者協定締結
大台町	679 本	R2.4.14 三者協定締結
鳥羽市	—	R5.3.27 三者協定締結
度会町	708 本	R3.9.8 三者協定締結
名張市	517 本	R2.8.17 三者協定締結
計	3,694 本	

(3) みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠、加算枠）事業

○ 対策区分別事業費及び事業数

対策区分	対策内容	活用額（円）			事業数（事業）		
		H26～H30	R1～R3	R4	H26～H30	R1～R3	R4
1	土砂や流木による被害を出さない森林づくり	49,866,157	58,131,773	42,972,389	14	9	4
2	暮らしに身近な森林づくり	635,878,895	464,672,625	205,267,004	141	121	50
3	森を育む人づくり	423,275,715	64,589,698	22,777,092	158	76	30
4	森と人をつなぐ学びの場づくり	1,168,678,649	235,358,567	114,357,591	155	71	24
5	地域の身近な水や緑の環境づくり	207,975,329	136,978,948	33,807,500	54	50	14
合計		2,485,674,745	959,731,611	419,181,576	522	327	122

※活用額には基金活用分も含めます。



○ 市町別事業実績

【四日市市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額 (円)	基金活用額 (円)
2	小学校支障木伐採業務委託	市が実施する、小学校における危険木の伐採等	3,388,000	
2	中学校支障木伐採業務委託	市が実施する、中学校における危険木の伐採等	4,151,400	
2	都市公園危険木処理事業	市が実施する、都市公園の危険木の伐採等	4,394,500	
2	里山・竹林環境保全支援事業	自治会等が実施する、里山や竹林の整備に対する支援	1,206,000	
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	市が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	2,449,700	
4	市民活動センター運営事業	市が実施する、市民センターへの木製備品（テーブル、書類棚等）の導入	929,500	
4	一般備品整備事業（小学校）	市が実施する、小学校図書室への木製備品（机、椅子）の導入	7,032,520	
4	一般備品整備事業（中学校）	市が実施する、中学校図書室への木製備品（机、イス）の導入	4,142,380	5,127,650
計			27,694,000	5,127,650



里山・竹林環境保全支援事業
地元団体の里山・竹林整備



一般備品整備事業（小学校）
小学校図書室へ導入した木製備品（机、椅子）

【桑名市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額 (円)	基金活用額 (円)
5	播磨2号緑地里山整備事業	市が活動団体に委託して実施する、森林公園内の散策路整備等	534,000	
	基金積立		15,350,000	
計			15,884,000	-



播磨2号緑地里山整備事業
里山の整備状況

【鈴鹿市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	暮らしを守る森林保全事業	市が実施する、海岸林や人家周辺の病虫害被害木の伐採と樹幹注入、植栽	994,400	
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	市が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	442,750	
3	森林環境教育支援事業	市民団体が実施する、森林教育活動への支援	100,000	
3	緑に親しむ記念樹贈呈事業	市が実施する、植木まつり会場での記念樹配布とアンケート調査	734,250	
3	森と緑の生涯学習事業	市が実施する、公民館での「森と緑の生涯学習講座」の開催	980,000	
5	深谷公園里山保全事業	市と活動団体が連携して実施する、公園内の里山保全活動	150,000	
5	ふるさとの木(名木古木)保存活用事業補助事業	地域が実施する、天然記念物や地域緑化のシンボルとなっている樹木の診断及び治療等に対する支援	2,680,000	
5	緑と人を育む 長太の大楠再生プロジェクト	市が実施する、地域緑化のシンボルツリーである長太の大楠の治療等	1,320,000	
	基金積立		12,617,600	
計			20,019,000	-



森と緑の生涯学習講座
廃材でのおもちゃづくり



暮らしを守る森林保全事業
海岸防災林の植樹作業

【亀山市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	集落周辺の森林整備事業(危険木等の伐採)	市が実施する、公共施設周辺や道路上の危険木の伐採等	2,000,000	
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	市が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	247,500	
3	森と木材のふれあい事業(森林づくり協議会)	協議会が実施する、イベントや講座の開催に対する支援	1,052,500	
4	森と木材のふれあい事業(木とふれあう)	市が実施する、幼稚園・保育園等における木製遊具の組立イベントと木製遊具の導入	1,485,000	
4	森林環境教育・木育が行える場の整備事業(森林公園やまびこ)	市が実施する、森林公園の八橋のリニューアルと東屋の設置	1,958,000	
4	亀山市立図書館備品等整備事業	市が実施する、市立図書館への木製備品の導入	6,000,000	4,110,000
計			12,743,000	4,110,000



森と木材のふれあい事業(森林づくり協議会)
森林教育イベントの開催状況



森と木材のふれあい事業(木とふれあう)
保育園児への森のおはなし

【いなべ市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	危険木の除去事業	自治会が実施する、人家裏や通学路沿いの危険木の伐採等への支援	1,187,943	
2	危険木の除去事業(主要道路)	市が実施する、主要道路沿いの危険木の伐採・除去	7,253,620	
2	里山竹林環境保全支援事業	活動団体等が自主的に実施する、里山や竹林整備に対する支援	3,000,000	
3	中学校卒業記念品配布事業	市が実施する、市産材で作成した記念品(箸)の中学校卒業生への配布	917,950	
3	森林環境教育支援事業	市が実施する、小学生を対象とした森林教育	77,487	
計			12,437,000	-



危険木の除去事業（主要道路）
交通の支障となる危険木の
伐採状況



森林環境教育支援事業
里山学習

【木曾岬町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額 (円)	基金活用額 (円)
2	暮らしを守る緑保全事業	町が実施する、クビアカツヤカミキリによる被害から桜並木を保全するための取組	4,299,032	8,753,568
3	森林環境教育事業	町が実施する、中学生を対象とした自然体験学習	1,140,968	
計			5,440,000	8,753,568



暮らしを守る緑保全事業
桜への薬剤の樹幹注入



森林環境教育事業
天然林での森林散策

【東員町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額 (円)	基金活用額 (円)
2	危険木伐倒等業務	町が実施する、人家裏や通学路沿いの危険木の伐採等	729,000	501,000
3	森林教育授業	町が実施する、小学生を対象とした森林教育		84,000
4	教育施設等の備品等購入	町が実施する、教育施設等への木製備品の導入	6,114,000	3,200,000
計			6,843,000	3,785,000



森林教育事業
小学生を対象とした森林教育



教育施設等の備品購入
小学校に導入した木製本棚

【菰野町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額 (円)	基金活用額 (円)
2	病虫害被害木伐採搬出事業	土地所有者等が実施する、病虫害による被害木の伐採等への支援	2,715,000	
2	危険樹木伐採事業	町が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	343,028	
4	幼児期から木に親しむ木育推進事業	町が実施する、幼保園における木製遊具の導入	3,672,721	
	基金積立		3,020,251	
計			9,751,000	-



病虫害被害木伐採搬出事業
病虫害被害木を伐採



幼児期から木に親しむ木育推進事業
木製遊具の導入状況

【朝日町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	里山・竹林環境保全支援事業(あさひ竹プロジェクト)	活動団体が実施する、里山や竹林整備に対する支援	349,000	
2	里山・竹林環境保全用機器貸出事業(あさひ竹プロジェクト)	町が実施する、里山や竹林の整備を行う活動団体へ貸し出すためのチップターの購入	2,194,618	
3	森林環境教育事業(あさひ竹プロジェクト)	町が実施する、竹を活用したさまざまなイベントの開催	1,746,182	292,560
4	森と緑とふれあう環境づくり事業(幼保一体化施設)	町が実施する、幼保一体化施設の芝生の維持管理	1,493,200	500,000
計			5,783,000	792,560



森林環境教育事業(あさひ竹プロジェクト)
竹あかりの展示



里山・竹林環境保全用機器貸出事業
(あさひ竹プロジェクト)
地元組合による竹チップター活用状況

【川越町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
3	川越中学校自然教室	町が実施する、川越中学校の1年生を対象とした自然教室	532,000	
3	川越北小学校自然教室	町が実施する、川越北小学校の5年生を対象とした自然教室	387,000	
3	川越南小学校自然教室	町が実施する、川越南小学校の5年生を対象とした自然教室	295,000	
4	川越北小学校図書室机・椅子等整備事業	町が実施する、小学校の図書室への木製備品の導入	3,978,000	
4	川越町あいあいホール改修事業	町が実施する、文化施設のエントランスホール等の木質化	846,000	10,073,000
計			6,038,000	10,073,000



川越中学校自然教室
自然観察をしている中学生



川越町あいあいホール改修事業
ホールロビー・通路天井腰壁木質化状況

【津市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
1	津市林地残材搬出促進事業	事業者等が実施する、未利用間伐材の搬出に対する支援	34,934,257	
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	市が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	2,041,443	
2	竹林整備支援事業	市が実施する、活動団体等へ貸し出す小型竹破碎機の購入	1,085,700	
3	津市森林環境教育事業	市が実施する、「夏休み森と緑の親子塾」と「まるごと林業体験」の開催	477,400	
3	美里水源の森「林業体験」事業	地元協議会が実施する、美里水源の森における林業体験への支援	250,000	
4	子育て支援センターにおける木育環境整備事業	市が実施する、子育て支援施設における木製遊具の導入	464,200	
計			39,253,000	-



津市林地残材搬出促進事業
林地残材の搬出状況



美里水源の森「林業体験」事業
シイタケの菌打ち体験

【松阪市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	里山の森林安全安心対策事業	市が実施する、集落や公共施設周辺の危険木の伐採等	13,286,700	
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	市が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	5,000,000	
3	森林環境学習事業	市が実施する、小学生を対象とした森林教育活動	2,852,300	
3	松阪の木魅力発信活動事業	地域団体が実施する、「松阪フェス木バル2022」への支援	145,000	
4	保育園木育推進事業	市が実施する、保育園における木製備品の導入と木育絵本の読み聞かせ	2,000,000	
5	都市公園整備事業	市が実施する、都市公園内への東屋の設置	4,000,000	
5	文化財センター施設整備事業	市が実施する、文化財センターにおける東屋の設置	4,000,000	
計			31,284,000	-



森林環境学習事業
子どもたちの製材工場見学



災害からライフラインを守る事前伐採事業
事前伐採事業完了状況

【多気町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	町が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	900,000	
3	木とふれあう教育支援事業	町が実施する、小学校における木工体験と森林教育	150,000	
4	木とふれあう環境づくり事業	町が実施する、小学校や保育園などへの木製備品の導入	7,114,000	
計			8,164,000	-



実施前



実施後

災害からライフラインを守る事前伐採事業
電線沿いの危険木を伐採し、ライフラインを保全

【明和町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	松林整備事業	町が実施する、海岸沿いの松林における病虫害被害木の伐採等	6,140,000	
3	木育事業	町が実施する、小学校における木育活動	56,000	
4	学校木製備品購入事業	町が実施する、小学校における木製机・椅子の導入	4,500,000	
計			10,696,000	-



松林整備事業
松くい虫防除のための薬剤散布状況



木育事業
見本のチェーンソーで木を伐る練習

【大台町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	町が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	4,495,000	
2	集落周辺等危険木伐採事業	町が実施する、集落周辺や人家裏の危険木の伐採等	10,606,400	
3	森林環境教育事業	町が実施する、地元高校生によるキノコ栽培の体験学習や森林利用に関して学ぶ機会の創出	655,600	
計			15,757,000	-



災害からライフラインを守る事前伐採事業
電線沿いの危険木の伐採



森林環境教育事業
高校生によるキノコ栽培体験

【伊勢市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	森林整備事業	市が実施する、海岸沿いの松林における病虫害被害木の伐採、地上散布、樹幹注入等	12,776,000	
2	危険木伐採事業	市が実施する、小中学校などの教育施設周辺の危険木伐採		15,040,000
4	二見地区総合園整備事業	市が実施する、公立保育所への木製備品の導入	5,020,000	5,564,000
計			17,796,000	20,604,000



森林整備事業
松くい虫防除のための薬剤の
地上散布状況



危険木伐採事業
通学路沿いの危険木の伐採状況

【鳥羽市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額 (円)	基金活用額 (円)
2	危険木伐採事業	市が実施する、市民生活に支障をきたす恐れがある危険木の伐採	4,563,422	
2	危険木伐採事業費補助金事業	自治会等が実施する、危険木の伐採に対する支援	3,610,000	
	基金積立		839,578	
計			9,013,000	-



危険木伐採事業
人家裏の危険木を除去

【志摩市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額 (円)	基金活用額 (円)
2	災害に強い森林づくり事業	市が実施する、道路沿いの危険木の伐採	2,575,000	
2	松くい虫防除事業	市が実施する、松林公園や景勝地の松枯れや蔓延を防ぐための被害木伐採等	5,426,000	
3	森と緑ふれあい事業	市が実施する、森林環境学習	390,000	
4	観光農園木製備品購入	市が実施する、公共施設への木製遊具等の導入	1,320,000	
5	創造の森横山遊歩道整備事業	市が実施する、創造の森横山の遊歩道整備	2,000,000	
計			11,711,000	-



松くい虫防除事業
枯れ松処理状況



森と緑ふれあい事業
シイタケ菌打ち作業状況

【玉城町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額 (円)	基金活用額 (円)
3	森林環境教育・木育事業	町が実施する、保育所や小学校での森林教育	560,800	
4	公共施設整備事業	町が実施する、公共施設等の内装の木質化と木質化に向けた設計	5,969,200	2,624,000
計			6,530,000	2,624,000



森林環境教育・木育事業
保育所における丸太切り体験



小学生のマイ箸作り

【度会町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額 (円)	基金活用額 (円)
1	流倒木撤去事業	町が実施する、溪流沿いの流倒木の伐採・除去	1,518,000	
2	危険木伐採事業	町が実施する、公共施設周辺の危険木の伐採	2,167,000	1,147,000
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	町が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	2,366,000	
3	森林環境教育推進事業	町が実施する、小学生や幼児を対象とした森林教育の実施	827,000	
4	木材とふれあう場づくり推進事業	町が実施する、保育所等への木製備品の導入	2,820,000	
計			9,698,000	1,147,000



流倒木撤去事業
作業実施状況



森林環境教育推進事業
森林教育の実施状況

【大紀町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
1	溪流倒木等処理事業	町が実施する、山間部溪流沿い等の倒木や流木の除去	2,354,000	
2	生活環境林整備事業	町が実施する、公共施設や通学路沿いの危険木の伐採	5,646,000	
	基金積立		4,976,000	
計			12,976,000	-



生活環境林整備事業
生活道路に隣接する危険木を除去

【南伊勢町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	危険木除去事業	町が実施する、公共施設周辺等の危険木除去	6,050,000	
3	森林環境教育事業	町が実施する、小学校における森林教育	641,000	
4	南勢保育園・南伊勢図書室木製備品購入事業	町が実施する、保育園と図書室への木製備品(椅子・机等)の導入	6,523,000	
計			13,214,000	-



森林環境教育事業
小学校における木育教育



南勢保育園・南伊勢図書室木製品購入事業
園児用スタッキングテーブル

【名張市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	危険木伐採事業	市が実施する、公共施設周辺及び通学路等の危険木の伐採	3,985,100	
2	未利用間伐材バイオマス利用推進事業	森林所有者等が実施する、未利用間伐材の搬出に対する支援	633,550	
2	人家裏危険木伐採事業	地域住民等が実施する、人家裏の危険木の伐採に対する支援	1,500,000	720,000
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	市が実施する、倒木被害により電力などのライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	1,177,000	
3	森林環境教育推進事業	地域協議会が実施する、小学校における森林教育に対する支援	100,000	
4	県産材に親しむことができる木育推進事業	市が実施する、公立保育所等における木製遊具の導入と森林教育活動	3,172,350	683,150
4	学校林整備事業	活動団体が実施する、学校林における遊歩道、広場等の整備に対する支援	900,000	
5	森林公園等環境活用整備事業	地域協議会等が実施する、森林公園等の整備に対する支援	840,000	
5	桜並木保全管理事業	活動団体が実施する、桜並木保全活動に対する支援	300,000	
5	無形民俗文化財保全事業	活動団体が実施する、無形文化財保全のための森林整備に対する支援	300,000	
計			12,908,000	1,403,150



森林公園等環境活用整備事業
ボランティアによる森林公園整備状況



無形民俗文化財保全事業
ヒノキ林育成のための植樹の状況

【伊賀市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	みんなの里山整備活動推進事業	自治会等が実施する、集落周辺の里山や竹林の整備に対する支援	6,052,000	
2	未利用間伐材バイオマス利用推進事業	森林所有者等が実施する、未利用間伐材の搬出に対する支援	2,803,680	
3	木づかい木育推進事業	市が実施する、出生児及び小学5年生を対象とした木製フォトフレームや地域材の手作り箸キットの配布	2,447,287	
3	伊賀の森っこ育成推進事業	実行委員会が実施する、小中学校における森林教育に対する支援	2,845,392	
3	地域の森と緑のつながり支援事業	自治会等が実施する、森林・林業・環境学習・木工のイベントや学習活動への支援	80,000	
3	森のやすらぎ空間整備事業(伊賀の木活用人材育成)	活動団体等が実施する、地元高校生と協力して行う地域材を活用した木製品開発への支援	700,000	
	基金積立		8,097,641	
計			23,026,000	-



みんなの里山整備活動推進事業
自治会等による里山整備



伊賀の森っこ育成推進事業
小学生の森林学習

【尾鷲市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	人家裏危険木伐採事業	自治会等が実施する、人家裏の危険木伐採に対する支援	829,000	
2	矢浜公園ほか整備事業	市が実施する、公園等における危険木伐採と森林教育	3,858,280	684,720
4	木とふれあう学校環境づくり事業	市が実施する、過去に市町交付金事業で導入した机・椅子の維持修繕と森林教育	177,320	
4	尾鷲中学校学習机・椅子整備事業	市が実施する、中学校への市産材を活用した机・椅子の導入	4,844,400	
5	中村山公園整備事業	市が実施する、森林公園の整備	1,903,000	
計			11,612,000	684,720



矢浜公園ほか整備事業
小学生の間伐体験



木とふれあう学校環境づくり事業
児童が自ら使う机の天板と森林について
の学習

【紀北町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額 (円)	基金活用額 (円)
1	河川周辺森林立枯木整備事業	町が実施する、河川沿いの枯損木の伐採・搬出	4,166,132	
2	危険木伐採事業	自治会等が実施する、人家裏の危険木の伐採に対する支援	4,658,900	
2	集落周辺森林（里山）整備事業	活動団体等が実施する、集落周辺等の荒廃した森林の整備や歩道整備に対する支援	73,600	
3	森林環境教育活動支援事業	町が実施する、小学生を対象とした森林教育	359,416	
	基金積立		3,348,952	
計			12,607,000	-



伐倒作業の見学



間伐体験

森林環境教育活動支援事業

【熊野市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	小・中学校危険木伐採・枝切事業	市が実施する、学校敷地内において倒木のおそれのある危険木の伐採等	10,252,000	
5	森とふれあいの場拠点づくり事業	市が実施する、森や緑と触れ合える公園等の整備	6,642,000	6,896,480
計			16,894,000	6,896,480



小・中学校危険木伐採・枝切事業
中学生の危険木伐採後の状況



森とふれあいの場拠点づくり事業
下刈り施工後の状況

【御浜町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	学校危険木伐採事業	町が実施する、学校敷地内における危険木の伐採等	5,747,500	
2	町道危険木伐採事業	町が実施する、道路沿いの危険木の伐採等	970,860	
5	森林公園等環境整備事業	町が実施する、森や緑と触れ合える公園等の整備	897,640	1,208,860
計			7,616,000	1,208,860



学校危険木伐採事業
中学校の危険木伐採後



森林公園等環境整備事業
小学校の遠足に合わせて実施した
森林の授業

【紀宝町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	生活環境林整備事業	町が実施する、公共施設の周辺や生活道路沿いの危険木の伐採等	5,799,090	
3	森と緑の環境教育事業	町が実施する、放課後児童クラブにおける木製備品(机・椅子)の導入	900,000	
5	クマノザクラ整備事業	町が活動団体と連携して実施する、クマノザクラの植栽と適正管理	135,520	
	基金積立		1,109,390	
計			7,944,000	-



生活環境林整備事業
浅里地区竹木を整備

2-3 みえ森と緑の県民税制度運営事業

(1) みえ森と緑の県民税評価委員会委員(任期:令和6年9月30日まで)

委員氏名	所属団体等	分野
池山 敦	皇學館大学教育開発センター 准教授	学識経験者
石川 知明	三重大学大学院生物資源学研究科 教授	学識経験者
上田 章善	三重県小中学校長会 幹事	教育
木村 京子	三重県環境学習情報センター長	環境学習
谷川 東子	名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授	学識経験者
林 拙郎	三重大学名誉教授	学識経験者
松井 寿人	三重県中小企業団体中央会 事務局長	商工
三田 泰雅	四日市大学総合政策学部 教授	学識経験者
森下 ゆう子	有限会社森下林業	林業
矢田 真佐美	三重県女性会連絡協議会 副会長	消費者

(五十音順・敬称略)(令和5年3月末現在)

(2) 令和4年度みえ森と緑の県民税評価委員会 開催概要

第1回みえ森と緑の県民税評価委員会

日時	令和4年7月11日(月) 13時.30分から16時30分まで
場所	アスト津 4階 アストホール
出席委員	10名
傍聴者	15名
議題	(1) みえ森と緑の県民税評価委員会への諮問 (2) 令和3年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績

第2回みえ森と緑の県民税評価委員会

日時	令和4年8月29日(月) 13時30分から16時30分まで
場所	アスト津 4階 アストホール
出席委員	10名
傍聴者	8名
議題	(1) 令和3年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価 (2) みえ森と緑の県民税条例の施行の状況についての検討

第3回みえ森と緑の県民税評価委員会

日時	令和4年11月7日(月) 13時30分から16時30分まで
場所	アスト津 4階 会議室1
出席委員	7名(3名欠席)
傍聴者	5名
議題	(1) 委員長、副委員長の選出 (2) みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討

第4回みえ森と緑の県民税評価委員会

日時	令和5年1月19日(木) 13時30分から15時40分まで
場所	アスト津 4階 会議室1
出席委員	9名(1名欠席)
傍聴者	10名
議題	(1) みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討 (2) 令和4年度みえ森と緑の県民税基金事業の進捗報告

(3) 県庁舎におけるパネル展示実績

所 属	期 間	場 所	内 容
四日市農林事務所	R5.2.1～R5.2.15	四日市庁舎 1階 県民ホール	県民税事業 PR のための パネル展示とアンケート調査
津農林水産事務所	R5.1.17～R5.1.31	津庁舎 1階 ロビー	
松阪農林事務所	R5.2.3～R5.2.17	松阪庁舎 1階 玄関ホール	
伊勢農林水産事務所	通年	伊勢庁舎 2階 ロビー	
	R4.10.3～R4.10.31	伊勢庁舎 1階 ロビー	
伊賀農林事務所	R4.8.1～R4.8.31	伊賀庁舎 2階 ロビー	
	R5.1.15～R5.1.31		
	R4.10.18	マルタピア (原木市場)	
	R5.3		
尾鷲農林水産事務所	R5.2.8～R5.2.20	尾鷲庁舎 1階 ロビー	
熊野農林事務所	R5.1 下旬	熊野庁舎 1階 ロビー	
みどり共生推進課	R5.1.5～R5.1.31	三重県立図書館	



マルタピアにおける県民税パネル展示
(伊賀市)



三重県津庁舎における県民税パネル展示
(津市)

県による県民税の周知取組状況

(4) みえ森と緑の県民税の認知度

○ e-モニター制度の活用

実施期間	令和4年8月3日から8月22日まで									
回答率等	66.7% (回答者 924 人 / 対象者 1,386 人)									
設問と回答	<p>三重県では平成26年度から「みえ森と緑の県民税」を導入し、個人は年額1,000円、法人は資本金額に応じた県民税均等割の10%相当額(年額2,000円～80,000円)を納めていただいています。</p> <p>この「みえ森と緑の県民税」を活用して、県が災害緩衝林整備事業等の災害に強い森林づくりに取り組むとともに、市町が人家裏や通学路沿いの暮らしに身近な危険木の伐採、教育現場への木製備品の導入等地域に密着した取組を行っています。</p> <p>あなたは、「みえ森と緑の県民税」をご存じですか。</p>	<table border="1"> <caption>認知度調査結果</caption> <thead> <tr> <th>認知度</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知っている</td> <td>11.9%</td> </tr> <tr> <td>知っているが詳しい内容までは知らなかった</td> <td>20.1%</td> </tr> <tr> <td>知らない</td> <td>68.0%</td> </tr> </tbody> </table>	認知度	割合	知っている	11.9%	知っているが詳しい内容までは知らなかった	20.1%	知らない	68.0%
認知度	割合									
知っている	11.9%									
知っているが詳しい内容までは知らなかった	20.1%									
知らない	68.0%									

○ 三重の森林づくりに関する県民意識調査

実施期間	令和4年7月8日から令和4年8月9日まで									
有効回答数	2,244 人									
設問と回答	<p>あなたは「みえ森と緑の県民税」を知っていましたか。</p>	<table border="1"> <caption>認知度調査結果</caption> <thead> <tr> <th>認知度</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知っている</td> <td>7.4%</td> </tr> <tr> <td>知っているが詳しい内容までは知らなかった</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>知らない</td> <td>80.5%</td> </tr> </tbody> </table>	認知度	割合	知っている	7.4%	知っているが詳しい内容までは知らなかった	12.1%	知らない	80.5%
認知度	割合									
知っている	7.4%									
知っているが詳しい内容までは知らなかった	12.1%									
知らない	80.5%									

3 三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方

平成 31 年 2 月 13 日

1. 策定の目的

平成 31 年度から始まる森林環境譲与税を活用した事業が、税創設の趣旨に即した効果的なものとなるとともに、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の、それぞれの目的・用途を明確にし、双方を有効に活用するための基本的な考え方を定めるものです。

2. 森林環境譲与税の趣旨

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成等に向けて、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年 4 月に施行される森林経営管理法を踏まえ、主に市町村が行う森林の公的な管理を始めとする森林整備等の財源に充当するため創設されるものです。

3. 森林環境譲与税の活用方法に関する基本的な考え方

森林環境譲与税の用途として、国は、地域の実情に応じて法令に定める範囲で事業を幅広く弾力的に実施できるとしており、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案において

- ・市町は、
 - ①森林の整備に関する施策
 - ②森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策
- ・県は、
 - ①市町が実施する上記①②に掲げる施策の支援に関する施策
 - ②市町が実施する森林の整備に関する施策の円滑な実施に資するための森林の整備に関する施策
 - ③森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に充当するものとしています。

これらを踏まえ、森林環境譲与税を活用した事業の実施にあたっては、以下に留意するものとします。

(1) 森林整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組に優先して充当します

森林経営管理法は、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が、森林整備を進めるにあたり大きな課題となっていることを受け、これらの課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することを目的としています。

このため、市町の事業実施にあたっては、市町区域内における整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組を優先して実施するものとします。

このことは、一概に森林環境譲与税を人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充当することを否定するものではありませんが、適切な経営管理が実施されていない森林が存在する市町においては、森林経営管理法に基づく対策に森林環境譲与税を有効に活用することが重要です。

(2) 長期的な視点と目標設定

森林環境譲与税は、毎年度、あらかじめ決まった額が譲与されるなど、安定的かつ、恒久的(長期的)な財源であるという特徴をふまえ、長期的な視点や目標を定めた事業構築に努める必要があります。

(3) 事業目的や効果の整理

森林環境譲与税は、用途を細かく規定する補助金とは異なり、法令等で定める用途の範囲内で各地方団体が弾力的に扱える財源となっています。

ただし、用途の公表が義務づけられていることから、事業の構築及び実施にあたっては、事業の目的や成果などを対外的に説明できるよう整理する必要があります。

(4) みえ森と緑の県民税との関係

みえ森と緑の県民税は、「災害に強い森林づくり」と、将来にわたり災害に強い森林を引き継いでいくための社会づくり（「県民全体で森林を支える社会づくり」）に必要な経費に活用することとしています。

このことを踏まえ、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の用途を、目的やエリアを勘案して区分し、双方を有効に活用することとします。

具体的には、

①森林の整備については、森林環境譲与税を活用して、市町が「林業経営に適さない公的な森林の整備」等に取り組みます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担し、土石流等の被害を軽減する森林の整備（災害緩衝林整備事業及び同事業を実施した小流域等における防災機能強化を図る森林整備等）や治山ダム等に異常堆積した土砂や流木の撤去、人家裏などの危険木の除去等、「災害に強い森林づくり」に取り組みます。

②人材の育成については、森林環境譲与税を活用して、県と市町が役割を分担して、林業・木材産業に携わる人材の育成等、「森林整備を担う人づくり」に取り組みます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森づくり活動を行うボランティアなど、身近な場所で活躍する「森を育む人づくり」に取り組みます。

③普及啓発（意識の醸成）については、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森林環境教育・木育の実施（木育や森林環境教育を実施するために行う施設整備等を含む）や森林にふれあうことのできる環境の整備など、主に「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に取り組みます。

④木材の利用については、森林環境譲与税を活用して、市町が、公共建築物等の木造・木質化など、森林整備につながる地域材の利用を促進します。

(5) 森林環境譲与税の基金としての積み立て

森林環境譲与税は、後年度事業に要する費用に充当するために留保し、基金に積み立てる、または特別会計において繰越することが可能です。

特に単年度の譲与税額が少ない市町にあっては、基金に積み立てることにより、譲与税を効率的、効果的に活用することができることから、基金の創設を検討するものとします。（ただし、みえ森と緑の県民税に関する基金を設置している市町においては、明確に区分し管理する必要があります。）

4. 森林環境譲与税を活用した事業例と留意事項

(1) 林業経営に適さない森林の整備

ア 森林経営管理法に基づいて実施する森林整備（市町村森林経営管理事業）

市町が経営管理権を設定した森林の内、林業経営に適さない森林において、保育、間伐等の森林施業、及び施業に必要な路網の整備等を実施します。

- ・施業等は、市町が直営又は林業事業体等への委託等により実施します。
- ・施業等には、施業実施区域の測量や現況調査等を含みます。

注¹ 伐採跡地（造林未済地を含む）における植栽、下刈り等の初期保育は、森林所有者が伐採した収益において行うべきものであるため、森林環境譲与税の用途には適さないと考えます。

注² 森林環境譲与税の配分が、私有林人工林面積を基準としていることから、人工林の整備が優先されるべきではありますが、市町の判断で人工林よりも天然林（広葉樹林）の整備が優先されると説明できる場合は、天然林の整備にも充当可能と考えます。

注³ 公有林は、一般財源によって管理が行われるという前提であり、森林環境譲与税の用途としては適さないと言えますが、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、公有林の管理にも充当可能と考えます。

注⁴ 財産区有林についても同様に、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、財産区有林の整備にも充当可能と考えます。

イ 経営管理の意向に関する調査

市町が経営管理権集積計画を定める場合に、地域の実情を踏まえた意向調査対象区域を設定し、地域の協力のもと意向調査を実施します。

- ・施業プランナーや林家、自治会関係者等と連携し、ダイレクトメールの発送や集落座談会、訪問活動等の形で所有者の意向調査を実施します。

（調査は市町が直営又はアドバイザー等を雇用、若しくは委託等により実施）

- ・意向調査の実施区域は、森林所有者から市町に経営管理権の設定の申出のあった森林及びその周辺や、人工林資源の多い林班（例えば、林班内の人工林率 50%以上等）であって、かつ、森林経営計画が策定されていない等、持続的に経営管理を行っている者を確認できない林班など、地域の実情に応じて設定します。

ウ 経営管理権集積計画の作成に必要な森林境界明確化

意向調査や森林所有者からの申出により、経営管理権の設定を行おうとする森林において、当該森林を含む一体の森林の境界明確化を実施します。

- ・森林の境界を現地で確認・確定するための立会、杭打ち、測量に要する経費や、その準備等のために必要な経費を対象とします。

エ ア以外に公的な管理が必要な森林の整備

市町が経営管理権を設定した森林以外で、市町と森林所有者等の間で長期にわたる森林の経営管理に関する協定が締結されている（見込みを含む）など、市町に管理が委託されたとみなすことができる森林について、2の森林環境譲与税創設の趣旨を踏まえ、適当と認める場合は、間伐等の整備を実施することができます。

なお、3（4）により当該森林の整備が「災害に強い森林づくり」を目的とする場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

オ 管理放棄され、整備・保全を行う者がいない里山・竹林の整備

管理放棄等により、森林機能の低下等の恐れのある里山・竹林等について、整備・保全を行う者がいないなど、市町による公的な関与が必要な場合は、森林環境譲与税を活用して除伐等の整備を実施します。

なお、所有者や自治会、NPOなどが、整備計画等を作成し、継続して管理を実施する場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

（2）人材育成・担い手の確保

林業・木材産業に携わる人材の育成等を図り、森林整備を実施する市町を支援するため、県は、みえ森林・林業アカデミーにおいて、高度な経営や管理能力、現場技術等を身につけた林業・木材産業に携わる人材育成を行うほか、市町職員や地域林政アドバイザー等を対象とした講座の開設、研修施設の整備等を実施します。

市町においては、みえ森林・林業アカデミーや高等教育機関等と連携した技術者養成講座等の受講に対する支援など、地域における林業・木材産業に携わる人材の確保、育成等を行います。

なお、森林環境教育・木育指導者の養成や、NPOやボランティアを対象とした、森づくりに関する研修会の開催など、「森を育む人づくり」に該当する取組については、みえ森と緑の県民税を活用します。

（3）普及啓発（意識の醸成）

森林や木材について学び・ふれあう機会の提供や、森林と県民との関係を深める対策など、森林環境教育・木育の取組については、県と市町が役割を分担して、みえ森と緑の県民税を活用して実施します。

(4) 木材利用の促進

県内の公共建築物等への地域材の利用の拡大や、都市部と山間部との自治体連携による木材利用等を促進するため、市町は、森林環境譲与税を活用し、以下の取組を行います。

- ア 公共建築物等(市町庁舎、体育館、病院、複合型施設等)の木造での整備
- イ 上記公共建築物等の内装の木質化や木製品品の整備

なお、以下については、(3) 普及啓発の中で、みえ森と緑の県民税を活用することが可能です。

単に施設等を整備するだけでなく、その施設等を活用して、森林や緑を大切に思い・育む「人づくり」のための森林環境教育や木育の取組が、継続して実施される場合において行われる、

- ①「木育」を実施する施設の整備
(木造幼稚園や保育園の建設、幼稚園や保育園、子育て支援施設等における木製玩具・遊具の設置等)
- ②「森林環境教育・木育」の理解を進めるための施設の整備
(継続的に行っている小中学校や生涯学習施設、図書館等における木製品品の整備等)
- ③森林とふれあい、体感できる学びの場の整備
(森林公園などにおける木造休憩施設等の整備や、公営キャンプ場における木造施設の整備等) など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に該当する取組。

ウ 都市部と山間部の自治体の連携による森林整備や木材利用の促進

森林が少なく人口が多い都市部の市町と、森林資源が豊富で木材生産が盛んな山間部の市町が協定等を締結し、それぞれの資源や特性等を活かしながら、連携・協力して、森林整備や木材利用の促進に取り組みます。

(5) 市町の体制の強化

森林経営管理法の施行により新たに市町が担う業務の遂行及び、森林の適正な管理と地域の林業・木材産業の活性化につなげていくために必要な人材の確保や、体制の整備を行います。

- ア 専門員(地域林政アドバイザー等)の雇用
 - ・市町の嘱託職員等として、技術者等を雇用するための経費
- イ 対象業務の委託
 - ・上記の業務について、技術者が在籍する法人等に委託するための経費
- ウ 新たな組織の設立
 - ・取組を推進するための新たな組織(公社等)の設立

なお、森林環境譲与税は、その用途を公表する必要があるとあり、譲与税の目的である森林整備の進捗とともに、その用途について説明責任が求められます。

そのため、一般職員の人件費に充当した場合、当該職員を雇用することで、森林整備の進捗にどれだけ貢献できたかを問われることとなり、特定の職務に従事する嘱託員等と異なり、一般職員については他業務にも携わることから、特に慎重に対応する必要があります。

<参考> 森林環境譲与税の使途事例（みえ森と緑の県民税との対比）

区分		森林環境譲与税	みえ森と緑の県民税
林業経営に適さない森林の整備	人工林 (天然林)	<input type="checkbox"/> 市町による林業経営に適さない公的な森林整備（経営管理権を設定して行う「市町村森林経営管理事業」）	—
		<input type="checkbox"/> 市町が経営管理権を設定した森林以外で、市町と森林所有者等の間で長期にわたる森林の経営管理に関する協定が締結されている（見込みを含む）など、市町に管理が委託されたとみなすことができる森林において行う間伐等の整備（右記以外） ※天然林、公有林、財産区有林についても、市町の判断で実施可能	◆市町が経営管理権を設定した森林以外で行う「災害に強い森林づくり」を目的とする森林整備 ・災害緩衝林整備事業及び同事業を実施した小流域等における防災機能強化を図る森林整備
		<input type="checkbox"/> 経営管理の意向に関する調査	—
	<input type="checkbox"/> 経営管理権集積計画の作成に必要な森林境界明確化	—	
	里山・竹林の整備	<input type="checkbox"/> 管理放棄等により、森林機能の低下等の恐れのある里山・竹林等について、整備・保全を行う者がいないなど、市町による公的な関与が必要な場合に行う除伐等の整備	<input type="checkbox"/> 所有者や自治会、NPOなどが、整備計画等を作成し、継続して管理を行う場合の里山・竹林の整備
	危険木の除去	—	<input type="checkbox"/> 集落周辺の森林の整備 ・人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等
人材育成・担い手の確保		■林業・木材産業に携わる人材の育成等、「森林整備を担う人づくり」 ・「みえ森林・林業アカデミー」における林業人材の育成 ・市町職員や地域林政アドバイザー等を対象とした講座の開設等	◆森づくり活動を行うボランティアなど、身近な場所で活躍する「森を育む人づくり」 ・森林環境教育・木育指導者の養成や、NPOやボランティアを対象とした、森づくりに関する研修会の開催等
普及啓発（意識の醸成）		<input type="checkbox"/> 右記（森林環境教育・木育等）に該当しない単発のイベント等	◆森林環境教育・木育の実施や、森林にふれあうことのできる環境の整備など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」 ※木育や森林環境教育を実施するために行う施設整備等を含む（詳細は下記）
木材利用の促進		<input type="checkbox"/> 地域材を利用した、公共建築物等の木造・木質化（右記以外） ・公共建築物等（市町庁舎、体育館、病院、複合型施設等）の木造での整備 ・上記公共建築物等の内装の木質化や木製備品の整備等	・「木育」を実施する施設の整備【普及啓発】（木造幼稚園や保育園の建設、幼稚園や保育園、子育て支援施設等における木製玩具・遊具の設置等） ・「森林環境教育・木育」の理解を進めるための施設の整備【普及啓発】（継続的に行っている小中学校や生涯学習施設、図書館等における木製備品の整備等） ・森林とふれあい、体感できる学びの場の整備【普及啓発】（森林公園などにおける木造休憩施設等の整備や、公営キャンプ場における木造施設の整備等）
市町の体制の強化		<input type="checkbox"/> 市町が担う業務の遂行等のための人材の確保や体制の整備 ・専門員（地域林政アドバイザー等）の雇用 ・技術者が在籍する法人等への業務委託 ・新たな組織（公社等）の設立	—

■：県が実施、◆：県と市町が役割を分担して実施、□：市町が実施

4 みえ森と緑の県民税（制度）について

平成 30 年 8 月 24 日

1. はじめに

県では、「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申をうけ、森林を取り巻く新たな行政課題に対応するために、山崩れや洪水等災害発生リスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めるため、平成 26 年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の 2 つの基本方針に伴う 5 つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施し、毎年度「みえ森と緑の県民税評価委員会」において事業内容や成果について評価を行い、その結果を公表してきたところです。

平成 30 年度末をもって、税導入から 5 年が経過することから、これまでの取組状況について評価・検証を行い、見直しを行います。

2. みえ森と緑の県民税制度の継続

県と市町がそれぞれの役割に応じ、2 つの基本方針に沿った対策を行ってきました。

基本方針 1「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木を出さない森林づくり」、市町が主体となった「暮らしに身近な森林づくり」を実施しました。災害緩衝林整備は目標を概ね達成するとともに、平成 26～28 年度には 16,744m³ の危険木等の除去を行いました。これらの取組については、県民から一層の取組強化を求める声がある中で、崩壊土砂流出危険地区以外における災害緩衝林の整備や、未整備の人工林の面的な間伐等を進める必要があること、また高齢化や担い手不足により、地域の身近な森林整備が困難となっている課題があります。

基本方針 2「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、市町が主体となった「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行ってきたところです。これらの取組が進展することにより、税導入以前に比べ、森林環境教育・木育の輪が広がるとともに、県内全域で木や自然に触れ合う機会が増加しました。一方、税の認知度が未だ低迷していることを考慮すると、県民税の主旨が十分浸透したとは言い難いことから、木を使うことが森林の整備につながるといった「緑の循環」や、森と海は繋がっているという大きな視点の理解を深める必要があり、取組を通じてより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。

引き続きこれらの課題を解決していくため、「災害に強い森林づくり」と一体となった「県民全体で森林を支える社会づくり」を強力に進めていく必要があることから、制度の見直しを行い、継続することとします。

3. 5 つの対策ごとの実施状況

これまで、みえ森と緑の県民税制度案（平成 25 年 3 月）に基づき、2 つの基本方針に伴う 5 つの対策（土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んできました。

みえ森と緑の県民税評価委員会による評価では、県、市町が行ってきたすべての事業において「妥当」の総合評価がなされており、全国でも例の少ない「市町交付金事業」の導入により、創意工夫のみられる新たな取組が実施されました。一方、これまでの取組や運用を通じて、課題も生まれています。

(1) 5つの対策毎の事業実績

基本方針	対策区分	県の事業実績 (千円)	市町の事業実績 (千円)	計 (千円)	割合 (%)
1.災害に強い森林づくり	1.土砂や流木を出さない森林づくり	2,380,162	47,515	2,427,677	49
	2.暮らしに身近な森林づくり	-	627,411	627,411	13
2.県民全体で森林を支える社会づくり	3.森を育む人づくり	114,241	452,418	566,660	11
	4.木の薫る空間づくり	-	1,153,122	1,153,122	23
	5.地域の身近な水や緑の環境づくり	-	208,768	208,768	4
計		2,494,404	2,489,235	4,983,639	100

※事業費については、平成26～30年度の実績および見込を合算。

(2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題（実績値は平成26～28年度）

(対策1：土砂や流木を出さない森林づくり)

[取組状況]

県が中心となり、崩壊土砂流出危険地区を対象とし、流木や土砂流出による被害を低減するため、水が集中する谷地形や浸食されやすい土壌等を立地環境とする溪流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備を行うとともに、事業効果の検証を行いました。また、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設等に異常に堆積して流出する恐れのある、土砂や流木の除去を行いました。さらに、一部の市町においては、県事業でカバーできない箇所について、溪流沿いの危険木の除去事業を実施しました。

災害緩衝林整備事業は、18市町で131箇所、合計1,568,598千円の事業を実施しました。また、土砂・流木緊急除去事業では、9市町で22箇所、合計431,636千円の事業を実施しました。市町においては、3市町で6事業、合計21,601千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・崩壊土砂流出危険地区以外にも対策が必要な箇所が多数存在していることから、事業対象の拡大が必要である。
- ・災害緩衝林整備事業の目的は、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝することであり、深層崩壊等で発生する流木の対策は困難であることを、県民に正確に情報提供する必要がある。
- ・山地災害から生命、財産を保護するためには、保全対象の上流部にある森林の面的な整備を進めることが求められており、事業計画や実行を行ううえでの土台となる森林の基礎情報を収集するとともに、県民税を活用した事業以外の対策と組み合わせた総合的な取組が必要である。
- ・災害発生時に緊急的に土砂や流木の除去を行う必要がある場合、事業を実施するための財源をあらかじめ確保しておく必要がある。
- ・森林が有する山地災害を予防する機能を、獣害によって低下させないための取組が必要である。

(対策2：暮らしに身近な森林づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、地域の団体等が主体となって取り組む里山整備への支援や竹林の整備、安全な暮らしを確保するための人家裏や通学路に隣接した箇所における危険木の除去等を実施しました。また、地域特有の景観の保全や病害虫被害の拡大防止を目的に、被害を受けた木の伐倒駆除等を行いました。

水源かん養機能の向上等を目的に、重要な水源となる森林の公有林化や特定水源地域の森林の整備、森林の針広混交林化を進める取組等を実施しました。

23市町で78事業、合計305,759千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・税を活用するうえで、事業の必要性を十分に吟味する必要がある。
- ・発注時におけるより一層の透明性の確保が必要である。
- ・特定水源地域や水源地域において、今後も水源かん養機能を維持する森林整備を進める必要がある。
- ・木材生産に適さない森林を更新するに当たっては、将来の管理コストも含めて検討する必要がある。

(対策3：森を育む人づくり)

[取組状況]

県では、森林環境教育や木育を推進するため、「森を育む人づくり推進事業」として、森づくり推進員による学習のコーディネートや、教育活動に携わる人材育成等を行う「みえ森づくりサポートセンター」の設置、学校教育で活用できる副読本の作成、新たな木製遊具の開発やそれに触れ合う機会を設けました。

市町では、小中学校における森林環境教育を推進する事業の実施や木製の机・椅子の導入の促進、地域住民を対象とした木工教室や森林への理解を深める講習会や講座等を開催しました。

森を育む人づくり推進事業は、県では「みえ森づくりサポートセンター」の運営を中心に、合計84,097千円の事業を実施しました。

市町においては、25市町で89事業、合計197,045千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・森林環境教育・木育の指導者に加え、森林・林業全般を担う人材の育成を進める必要がある。
- ・取組を継続するとともに、地域の特性や学校の実情に応じ、森林環境教育・木育を県内全域で進める必要がある。
- ・学校関係者へ取組の一層の周知を図る必要がある。

(対策4：木の薫る空間づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、県産材を活用し、小学校や公民館等、暮らしに身近な公共施設の木造化を行いました。また、庁舎や鉄道車両等、住民に接する機会の多い施設等の木質化を行いました。加えて、木に触れる機会を増大することを目的とし、公共施設等への木製備品の導入を行いました。

林地残材を木質バイオマスとしての活用を推進するため、木材搬出への支援を行いました。

19市町で69事業、合計394,780千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・木造住宅建築への支援については、税の趣旨を十分に理解して実施する必要がある。
- ・木材利用は森林の保全につながることを、県民に対して更に周知する必要がある。
- ・多様な主体と連携し、木材利用の効果や価値、意味を広く県民に周知していく必要がある。

(対策5：地域の身近な水や緑の環境づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、森林や自然と触れ合う住民の機会を増やすため、散策路や付帯施設の整備を行いました。また、学校や保育所、子育て支援施設の緑化を行いました。

地域での緑豊かな環境を整備するため、地域の団体等に助成を行いました。

11市町で23事業、合計61,755千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・生物多様性の保全を含めた、地域での森林の環境保全活動を進める必要がある。
- ・事業の実施に当たっては、税の趣旨に合致する内容かどうか十分に吟味する必要がある。

- ・多くの県民が森林に親しみ、触れることのできる機会を充実させる必要がある。
- ・都市部などにおいて、より住民の暮らしに身近な場所で木や緑に親しむ機会を増加させる必要がある。

(3) 制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するための事務や基金運用を行いました。また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、成果報告会の開催と成果報告書の作成、ホームページや Facebook「みんなを支える森林づくり・三重」等、各種媒体を活用した広報活動を行いました。

また、みえ森と緑の県民税評価委員会では委員による事業の評価を行い、その結果を公表しました。

[課題]

以下のような課題があることがわかりました。

- ・県民に対し、税の目的や成果を十分に広報する必要がある。
- ・評価委員会委員に「災害に強い森林づくり」を専門とする有識者を登用する必要がある。
- ・国が導入を予定している「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税の関係を整理する必要がある。

4. 国が創設する「森林環境譲与税（仮称）」との関係

平成 31 年度の導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」は、「新たな森林管理システム」に基づく、市町が実施する条件不利地の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当されることとなります。一方、みえ森と緑の県民税の導入以降、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めてきましたが、森林を取り巻く課題は未だ多くあるのが現状です。そのため、森林環境譲与税（仮称）と一体で活用することにより、対策が一層進むことが期待されます。

後述の県と市町の役割分担を踏まえ、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税（仮称）それぞれの目的・使途を明確にするためのガイドラインを作成することにより、双方を有効に活用することとします。

5. 平成 31～35 年度の制度に関する基本的な考え方

制度を設計するにあたり、これまでの制度のうち、検討が必要となる項目を抽出することを目的に、市町、関係団体からの意見聴取、県民参加のワークショップ（みえ森づくりワークショップ）の開催、アンケート調査を行いました。この結果を基に、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

(1) 税率・課税方法等

- ・市町や関係団体、県民参加のワークショップから、今後も継続して「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づいた課題に対応していく必要があると、9 割以上の意見があったことから、2 つの基本方針は継続して実施することとします。
- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、また県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更しないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。
- ・一般財源と区分し、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置することとします。
- ・第三者による評価の実施を求める意見を踏まえ、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うこととします。

(2) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成 17 年に「三重の森林づくり条例」を制定し、それに基づくマスタープランとして「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

具体的な計画にのっとり、みえ森と緑の県民税が目標達成にあたってどのように活用され、課題解決に貢献したかを明らかにすることが望ましいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用する事業の実施に当たっては、平成 30 年度に改定を行う予定である「三重の森林づくり基本計画」に位置付けることとします。

(3) 税を活用した事業を行ううえでの 3 原則

これまで以上に創意工夫のある事業構築を行いたいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するに当たっては、以下の 3 つの原則によることとします。

【原則 1】 「2 つの基本方針と 5 つの対策」に沿った内容であること。

【原則 2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を 取り入れた対策とすること。

【原則 3】 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組を踏まえ、山崩れや洪水等災害発生のリスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策の継続が必要と考えます。2 つの基本方針（基本方針 1：災害に強い森林づくり、基本方針 2：県民全体で森林を支える社会づくり）と、これらに連なる 5 つの対策を実施します。

(1) 必要となる経費

平成 31～35 年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

基本方針	対 策	5 年間で想定される事業費（億円）	割合（％）
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	31.4	61
	2. 暮らしに身近な森林づくり	8.4	16
	小 計	39.8	77
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	4.2	8
	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	2.9	6
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	4.4	9
	小 計	11.5	23
共通経費（事業構築支援、災害対応基金の積立、評価委員会の運営等）		2.7	
合 計		54.0	

(2) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

① 市町交付金制度

これまで、市町交付金を活用した創意工夫を凝らした様々な事業が実施され、この制度は「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。市町は、森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役として、さらなる取組の拡充が求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開する、また県と市町が連携して取り組む施策のために必要な交付金制度を引き続き実施します。

② 県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	基本方針1のうち、対策1を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

③ 市町交付金配分の考え方

交付金額は、上記の役割分担を踏まえ、県と市町の配分を概ね5:5とします。

市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」を新たに設けます。また、森林面積の寡少な一部の市町においては、上記の連携枠が活用困難であるものの、これらの市町においても、森林環境教育や木育を通じて、基本方針①「災害に強い森林づくり」の理念を周知する必要があること、また、基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づく対策の推進が求められることから、「加算枠」を設けることとします。

基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。

7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先行県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えられています。

課税方式	県民税均等割の超過課税
納税義務者	<p>【個人】<納税義務者数約90万人> 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が135万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p> <p>【法人】<約3万5千法人> 県内に事務所、事業所等を有している法人</p>

税率 (年額)	【個人】 1,000 円											
	【法人】 現行の均等割額の 10%相当額 (2,000~80,000 円) (現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分 (資本金等の額の区分)</th> <th>税率 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 千万円以下</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円超 ~ 1 億円以下</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超 ~ 10 億円以下</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超 ~ 50 億円以下</td> <td>54,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 億円超</td> <td>80,000 円</td> </tr> </tbody> </table> 【税率設定の考え方】 必要となる経費を確保すること、県民税における個人分と法人分の税割割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。	区分 (資本金等の額の区分)	税率 (年額)	1 千万円以下	2,000 円	1 千万円超 ~ 1 億円以下	5,000 円	1 億円超 ~ 10 億円以下	13,000 円	10 億円超 ~ 50 億円以下	54,000 円	50 億円超
区分 (資本金等の額の区分)	税率 (年額)											
1 千万円以下	2,000 円											
1 千万円超 ~ 1 億円以下	5,000 円											
1 億円超 ~ 10 億円以下	13,000 円											
10 億円超 ~ 50 億円以下	54,000 円											
50 億円超	80,000 円											
税込規模	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>年度あたり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>9 億 0 千万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>1 億 8 千万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10 億 8 千万円</td> </tr> </tbody> </table>		年度あたり	個人	9 億 0 千万円	法人	1 億 8 千万円	計	10 億 8 千万円			
	年度あたり											
個人	9 億 0 千万円											
法人	1 億 8 千万円											
計	10 億 8 千万円											
徴収方法	【個人】 市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】 法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <pre> graph TD subgraph CountyBusinesses [県民事業者] A[給与所得者] --> B[雇用主] C[事業所得者等] --> D[市町] E[法人] --> F[三重県] end B --> D D --> G[三重県] </pre> </div>											
導入時期	平成 26 年 4 月 1 日より導入											
税収の使途	森林づくりに関連する事業に活用する。※詳細は、前述のとおり											
使途の明確化	「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、使途を明確化する。 ※詳細は、後述のとおり											
評価制度	「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。※詳細は、後述のとおり											
見直し期間	施行後おおむね 5 年ごと、または必要に応じ見直しを行う。 ※詳細は、後述のとおり											

8. 使途の明確化 (基金の創設)

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

9. 制度や使途の周知

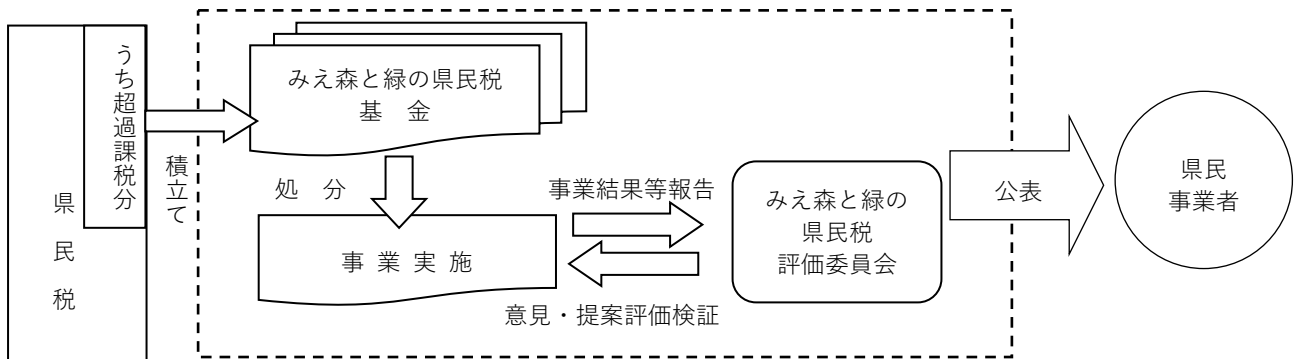
制度を今後も継続していくうえで、県民の皆様や森林所有者等に対して、みえ森と緑の県民税がどのように活用されたのか、その結果どのように改善されたのか、事業成果や事業効果をお知らせする必要があります。また、これらの周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について理解を深めていく必要があります。

県や市町だけでなく、税を活用している団体等も含め、様々な手法を活用した周知活動にこれまで以上に取り組んでいくこととします。また、今後導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税を一体で活用したことによる相乗効果やその成果について、県民の皆様にお知らせすることとします。

10. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

< 基金造成と評価制度 >



11. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。

みえ森と緑の県民税評価委員会の評価

みえ森と緑の県民税を活用して実施した「みえ森と緑の県民税基金事業」は、第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しをしています。

○ 4つの評価視点と評価ポイント

視 点	評価のポイント
有効性	2つの基本方針である「災害に強い森林づくり」や「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで有効な取組であるか。 (事業計画、事業内容、事業効果、森林を支える社会づくりへの貢献度)
効率性	事業実施に要した経費は、コストをかけ過ぎることなく、効率的に執行されたか。 (実施方法、公平性、透明性)
公益性	事情実施により、幅広い県民が受益を受けることができたか。また、多くの県民に受益があるような工夫がされているか。 (受益対象、多様性・発展性、実施後の管理体制、支援の必要性)
情報発信度	みえ森と緑の県民税の事業成果や事業効果についての周知活動を通じて、「災害に強い森林づくり」や「県民全体で森林を支える社会づくり」について県民の理解が深められたか。 (情報発信の手段・対象・方法・内容)

○ 評価委員の評価と内容

内 容	評価
取組が特に優れている	4
取組が妥当である	3
取組は妥当であるがさらに工夫が必要である	2
現状の取組に改善が必要である	1

○ 評価委員会の評価と内容

平均値による評価基準		内 容
$3.5 \leq X \leq 4.0$	A	取組が特に優れている
$2.9 \leq X < 3.5$	B	取組が妥当である
$1.9 \leq X < 2.9$	C	取組は妥当であるがさらに工夫が必要である
$1.0 \leq X < 1.9$	D	現状の取組に改善が必要である

評価判定の集計方法

1. 10名の委員を3班に分け、班ごとに分担した事業について評価を行い、各班の委員の判定(点数)を合計し、平均値を取ります。

※みえ森と緑の県民税基金積立金事業、みえ森と緑の県民税市町交付金(基本枠、加算枠)事業、みえ森と緑の県民税制度運営事業については、10名の委員が評価を行い、その平均値をとります。

2. 平均値(右上表)により、判定(A~D)を決定します。

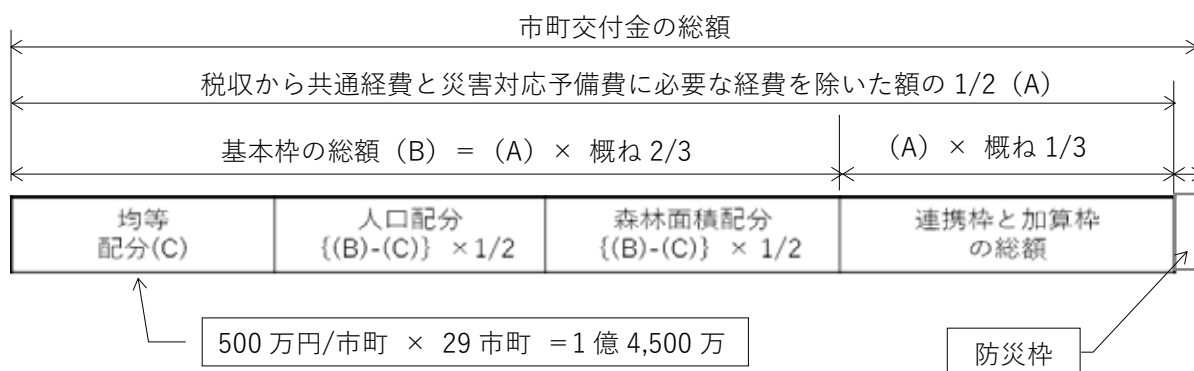
5 みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要

令和2年4月

みえ森と緑の県民税市町交付金事業（以下「市町交付金」と言う。）は、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという趣旨に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開すること、また、県と市町が連携して課題解決に取り組みことができるよう、予算の範囲内で交付金を市町に交付するものです。

1. 市町交付金の総額

毎年度のみえ森と緑の県民税の税収から共通経費や災害対策予備費を除いた残りの概ね半分を市町交付金の総額とします。（5年間の総額で、県：市町を概ね5：5とする。）



2. 市町への配分方法

市町交付金には、森林面積や人口を算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業申請に応じて配分する「連携枠」、森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）な市町に対し、市町からの事業申請に基づいて配分する「加算枠」があります。

基本枠の総額と連携枠と加算枠を合算した額の割合は、概ね2：1の割合とします。

また、令和2年度より、台風等による倒木からライフラインを保全し、県民の安全・安心な生活を守るため、「防災枠」を創設しました。

基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）の市町に対し、市町からの事業申請に応じて配分します。
防災枠	防災面から県と市町が連携して取り組むライフラインを守る事前伐採に対し、市町からの事業申請に応じて配分します。

1) 基本枠の配分

均等配分を1市町当たり500万円とし、残りを市町の人口と森林面積に応じて配分します。この時の配分割合は人口：森林面積=1：1とします。

この考え方に基づいて算出された額を毎年度当初に県から全ての市町に内示し、交付を受ける市町は、県に交付申請を行います。

2) 連携枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度(=事業実施年度)当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

3) 加算枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に申請書を提出します。県は申請内容を審査し、その結果を市町に通知します。

新年度(=事業実施年度)当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

なお、加算枠には5年間の申請上限額を設け、その額を1,000万円とします。

4) 防災枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度(=事業実施年度)当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町がライフライン事業者及び県との三者協定に基づく協議会で承認された実施計画を基に、県に交付申請を行います。

3. 市町交付金の使い途

1) 事業実施の3原則

事業の実施に当たっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

事業実施の3原則	
【原則1】	「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。
【原則2】	新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。
【原則3】	直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

2) 森林環境譲与税との関係

みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税を活用した事業の相乗効果を期待し、双方を有効に活用するため、市町交付金と森林環境譲与税を同一事業に充当することはできません。

3) 市町における基金設置について

市町は、次の見直しまでの期間、交付金事業の財源に充てるための基金を設置することができます。

6 みえ森と緑の県民税関連条例

(1) みえ森と緑の県民税条例

平成二十五年三月二十九日
三重県条例第十号

(趣旨)

- 第一条 この条例は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下「県税条例」という。)に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。
- 2 この条例の規定に基づき県税条例第二十六条及び第三十二第一項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の部分の名称は、みえ森と緑の県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

- 第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条例に定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

- 第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

- 2 第二条の規定は、平成二十六年以降の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)
- 3 県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第二十六条」とあるのは「附則第十二条の六の二」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

- 4 第三条の規定は、平成二十六年四月一日(以下この項において「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(検討)

- 5 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

(2) みえ森と緑の県民税基金条例

平成二十五年三月二十九日
三重県条例第九号

(設置)

第一条 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）第二条及び第三条の規定による加算額に係る収納額に相当する額及び前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額を一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(積立ての特例)

2 第二条の規定にかかわらず、基金には、当分の間、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができる。

(処分の特例)

3 基金は、前項の規定により積み立てられた額及び当該額の運用から生じる収益として第四条の規定によりこの基金に編入された額に相当する額を三重県財政調整基金に積み立てるための財源に充てる場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

(三重県財政調整基金条例の一部改正)

4 三重県財政調整基金条例（昭和三十九年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 基金には、当分の間、みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）附則第三項の規定により処分された額に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができるものとする。

(3) みえ森と緑の県民税評価委員会条例

平成二十六年七月十七日
三重県条例 第七十九号

(設置)

第一条 みえ森と緑の県民税基金条例(平成二十五年三重県条例第九号)第一条に規定するみえ森と緑の県民税基金を財源とする事業(次条第一号及び第二号において「基金事業」という。)の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 基金事業の実施後の評価に関する事項
- 二 基金事業についての提言に関する事項
- 三 みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)附則第五項に規定するおおむね五年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



【問い合わせ先】

三重県 農林水産部 みどり共生推進課

〒514-8570 三重県津市広明町 13

電話：059-224-2513

FAX：059-224-2070

E-mail：midori@pref.mie.lg.jp

令和5年9月発行



FSCについて
詳細はこちら